

國第百五十一回 參議院國土交通委員會會議錄第二十一號

平成十三年六月二十八日(木曜日)

午前九時三十分開会

六月二十七日 委員の異動

辞任

六月二十八日 練三君 富樫 筆坂

神欠選任  
鈴木  
筆坂

|       |        |        |       |       |       |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 鈴木政二君 | 田村公平君  | 長谷川道郎君 | 前川忠夫君 | 筆坂秀世君 | 貞雄君   |
| 加納時男君 | 佐々木知子君 | 野間赳君   | 高嶋良充君 | 大沢辰美君 | 大渕絹子君 |
| 補欠選任  |        |        |       |       |       |

委員長事理

|           |          |        |     |
|-----------|----------|--------|-----|
| 副大臣       | 国土交通大臣   | 佐藤 静雄君 | 千景君 |
| 大臣政務官     | 国土交通副大臣  | 泉 信也君  |     |
| 國土交通大臣政務官 | 國土交通副大臣  | 木村 仁君  |     |
| 事務局側      | 常任委員會專門員 | 杉谷 洪大君 |     |
| 政府參考人     |          |        |     |

|         |                  |
|---------|------------------|
| 参考人     | 国土交通省総合政策局長      |
| 局長      | 国土交通省河川局長        |
| 代表      | 稻城市長             |
| ラスト運動共同 | 流通科学大学サービス産業学部教授 |
| 日の出の森   | 横浜国際社会学科研究助教授    |
| 代表      | 竹村公太郎君           |
| 標       | 石川良一君            |
| 博重尹     | 栗原宣彦君            |
| 松尾      | 松尾弘君             |

- 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第一一〇一九号外九六件)
- 公営住宅の建設促進等に関する請願(第一四二一号外一件)
- 継続調査要求に関する件
- 委員長(今泉昭君)　ただいまから国土交通委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
昨二十七日、富樺練三君及び山下善彦君が委員を辞任され、その補欠として筆坂秀世君及び鈴木政二君が選任されました。
- 委員長(今泉昭君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。  
土地収用法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国土交通省総合政策局長風岡典之君及び国土交通省河川局長竹村公太郎君を政

本日は、御多忙中のところ本委員会に御出席を  
いただき、まことにありがとうございます。  
参考人の方々から忌憚のない御意見を拝聴し、  
今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、  
よろしくお願ひ申し上げます。  
それでは、本日の議事の進め方について申し上  
げます。

まず、石川参考人、栗原参考人、松尾参考人、  
標参考人の順序でお一人十分程度御意見をお述べ  
いただき、その後、各委員の質疑にお答え願いた  
いと存じます。

また、御発言は着席のままで結構でござります  
が、御発言の際はその都度委員長の許可を得ること  
となつておりますので、御承知おき願いたいと  
存じます。

なお、恐縮でございますが、時間が限られてお  
りますので、簡潔に御発言くださいますようお願  
い申し上げます。

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件  
○土地収用法の一部を改正する法律

府参考人として出席を求め、その説明を聴取する  
ことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昭君) 御異議ないと認め、さよう  
決定いたします。

それでは、まず石川参考人からお願ひいたします。石川参考人。

○参考人(石川良一君) おはようございます。

私は、多摩地域の二十五の市と一つの町で組織組合という一部事務組合の副管理者を務めております稻城市長の石川良一でございます。

私は、土地収用法の改正に賛成する立場で、二ツ塚処分場建設の経緯について御説明を申し上げたいと思います。あらかじめレジュメをお配りしておりますので、この順番で御説明をさせていただきます。

私は、東京都の三多摩地域のごみ処理の現況ということで、多摩地域のリサイクル率は二〇%を既に超えておりまして、全国有数のリサイクル推進地域でござりますが、最終的にごみの量がゼロになるわけではありません。多摩地域全体で毎日約二千九百トンのごみが燃やされ、約三百トンの焼却残渣と呼ばれる灰が残ります。多摩地域二十五市一町の可燃ごみは、各市町で収集された後、十七カ所の清掃工場で高温焼却されまして、焼却残渣は焼却できないごみとともに最終処分場に運ばれ、埋め立てられております。

私は、狹江市、府中市、国立市、稻城市で構成する多摩川衛生組合という一部事務組合の管理者も務めておりますが、昭和五十九年までは稻城市内に最終処分場を持つておりましたが、都市化の進展により、それも不可能になつてまいりました。二点目のごみ最終処分場、二ツ塚処分場の必要性について申し上げます。

多摩三百七十万市民の健康的な生活を維持していくためには、ごみの最終処分場は極めて公共性の高い不可欠な施設であります。処分組合では、昭和五十九年度から多摩地域二十六市一町の一般廃棄物の最終処分を谷戸沢処分場で行ってまいりましたけれども、平成十年四月に十四年間にわたり埋め立てを完了いたしました。また、谷戸沢処分場にかわる第一の最終処分場の建設が必要となってきたことから、平成二年から検討を始めました。

三点目の合意形成のための努力と手続につきまして申し上げます。

処分組合では、第二処分場について、日の出町の二ツ塚が最適の候補地であるとの結論に至りましたが、これは当然、地元日の出町の同意がなければ進めることができません。

そこで、平成二年八月、処分組合管理者から日の出町長に対しまして処分場候補地の予備調査の協力要請を行いました。これを受けて、日の出町では、日の出町議会全員協議会が開催をされまして、同年九月に日の出町より予備調査の同意がございました。それを受けて、二十七人の市長、町長で組織をする処分組合の理事会は全員一致で二ツ塚に処分場を建設することを決定し、組合議会も承認をいたしました。

処分組合は、地元の同意を得るために、処分場の直接の地元である日の出町第二十一自治会の住民の方々及び地主の方々を対象といたしました地元説明会を平成三年九月から平成四年一月にかけて開催し、御理解をいただき、合意をいただきました。また、同年五月に開催されました日の出町議会全員協議会において、二ツ塚処分場の設置についての基本的同意案は承認され、同年六月、日の出町長は、二ツ塚処分場の設置の基本的同意を結んでくださいたところであります。

二ツ塚処分場の建設に反対する一部住民の人たちは、処分場により周辺環境に影響を及ぼしていることを理由に、二ツ塚処分場の建設差し止めなどを求めて平成七年二月に裁判所に訴訟を提起しております。この裁判では、埋め立ての終了した谷戸沢処分場の土壤中のダイオキシン類について、裁判所による鑑定が昨年の六月に行われましたが、過去に処分組合が行つてきた環境調査結果をも下回る大変よいものでございました。

五点目の土地収用法改正の必要性について申し上げます。

私は、二ツ塚処分場の開発面積三十一ヘクタールの中にあるわずか四百六十平米の土地を、平成六年に当初四十七人であった権利者が、トラスト運動という名目で処分場建設に反対するため平成八年には二千八百人までふやしたこと、その地権者も地元日の出町の方は六十五名、周辺の西多摩地域等の人を含めても三百九十八名しかおらず、実質はほとんどが他の地域の方々であつたことを

東京都知事に対しても環境影響評価書案を提出し、以降、法令に基づいてアセスメントの手続を適正に進めてまいりました。特に、評価書案について

は、縦覧手続とともに関係地域住民に対する説明会を四回開催しました。その後、知事は公聴会を開催しております。

処分組合は、都民から出された十一万件を超す意見書、公聴会で出された意見、関係市町村の意見に対する見解書を知事に提出いたしました。知事は、見解書の概要を公示し、さらに縦覧手続を行いました。処分組合はここで四回にわたり説明会を実施しております。

したがいまして、環境影響評価の手続においても関係地域において何回も説明会を開催し、中には深夜あるいは翌朝にも及ぶ住民等への説明、質疑を行つてきておりまして、手続は適切に行われたものと認識をしております。

四点目の建設差し止め訴訟について申し上げます。

二ツ塚処分場の建設に反対する一部住民の人たちは、処分場により周辺環境に影響を及ぼしていることを理由に、二ツ塚処分場の建設差し止めなどを求めて平成七年二月に裁判所に訴訟を提起しております。この裁判では、埋め立ての終了した谷戸沢処分場の土壤中のダイオキシン類について、裁判所による鑑定が昨年の六月に行われましたが、過去に処分組合が行つてきた環境調査結果をも下回る大変よいものでございました。

五点目の土地収用法改正の必要性について申し上げます。

私は、二ツ塚処分場の収用事例のような事態は全國どこでも起こり得ると思います。二ツ塚の例のように、法によって適正に手続を進めてもほんの一部の反対する人たちのために、平成七年度から平成十二年度末までに要した経費は六億五千万円、これに人件費も含めると約十二億円という多大な都民の血税や膨大な労力、六年という時間が費やされております。住民にとって本当に必要な公共事業の進捗が阻害されるようなことが決してあつてはならないと思います。

今回、土地収用法の定める手続についての問題点が広く認識され始め、今、こうして国会で御審議をいただいておりますことは、今までの苦勞が

財産権を盾に裁決の失効をねらい、妨害行為を強めてきたことが問題の根底にあると思います。

法の手続に従い、事業を開始した後に、その事業予定地を買って権利を主張することが果たして正当な財産権の行使と言えるのかどうか、甚だ疑問でございます。

報われたという感がいたします。

二ツ塚処分場建設に理解をいたたいてきました青木日の出町長さんを初め町民の皆様に改めて感謝を申し上げまして、私の意見とさせていただきま

○委員長(今泉昭君) ありがとうございました。

○参考人(栗原宣彦君) 栗原でございます。

私は、今、大学の教師をやつておりますが、本職は新聞記者でございまして、新聞記者を三十年

まず、土地収用法の問題でござりますが、経済社会の情勢の変化に応じた見直しが必要である、そして改正案について評価すべき点、まとめとして

う三つでお話をさせていただきたいと思います。まず最初に、土地収用法は公益性だと公共性

という観点からの議論が非常に重要なわけでござりますけれども、そういうふた公共性だとか公益性と、いう概念は時代とともに変わるものだということ

からお話を聞いてみたいと思います。  
例えば、住宅というものがござります。住宅と

いうのは、これは受益者が限定されております全く私的な財でございますけれども、例えばそれが

総力量が足りなくなりますと、これは非常に重要な社会資本になる、あるいは公共財、公益性が非常に強くなるわけでございます。そのほかいろいろ

るありますて、官から民へ移つたり民から官へ移つたり、いろいろな事業があるわけでございま

して、いわゆる公共財というものは公と私の境界領域を移動するものだと思っております。

それから二番目といつたしまして、街角の沿線の  
ができたときに考えられていないようなものが、  
当然環境維持というようなものが非常に重大な相手

点で入ってくるわけでございますけれども、公共性という点から見ると、例えば自然の再生だとか景観の維持だとかあるいは町並み保存といった、

この法律ができた一九五一年、あるいは改正された昭和四十一年のころと違うような公共性という概念が非常に重要になつてきているんだと思います。

そういう公益性という視点から申しますと、例えは都市の人間関係、いわゆるヒューマンウエアのようなものも公益性という点から考えなければいけない

けないという視点があります。

たしました社会資本の整備というのが各地でいろいろ考えられ、立案されております。私も、北九州市の響灘のコンテナターミナルをつくるとい

う、事業者を選定する作業に委員として参画いたしましたけれども、これは外国の企業を選んだわけでござります。結果といたしましてシンガポール

ルの企業を選んだわけですが、さういふけれども、公の施設あるいは運営を、甚だしく言えば外国の企業の知恵あるいはノウハウ、そして能力に頼るる

いうようなものが登場してきてまいりまして、官と民、公と民という境が非常に不確かになり、そして新しさ概念が必要になつてきて、いると思ふ。

新規の機会開拓や、既存顧客との連絡強化など、多岐にわたる活動が求められます。そのため、コミュニケーション能力や問題解決力が求められる職種です。

その次、市長選挙とか住民選挙としんものから質してきたということがあると思います。これは一人の人間の中いろいろな要素が出てまいるわけ

でござります。  
例えば、そこに書いてござりますように消費者としては、豊かな水資源も欲しいし近い空港も欲

しいし、便利な高速道路も欲しいわけでございま  
す。そういう気持ちがあるのでございましては  
いが、別とば自分こうど主張でいるような立場

れども例えは自分がせが住んでいた。なか二階の自然環境だとか地域のアイデンティティーとうようなものも守りたいという気がある。それか

らタックスペイヤー、税金を払う者の立場とすわ  
平成十三年六月二十八日

は、この法律に絡む利害関係者をどういうふうに考えていいか。私は、ステークホルダーという、これはむしろ株主と経営の分離というようないわゆる企業の経営の際に使われる概念をここに持つてきただけでございますけれども、利害関係者をどうやって調整していくか、利害関係者の間の意見をどうやって調整していくか。そして、単に表面的には利害が関係ないと思われるような、特に公共財の場合には不特定多数の人々の意見をどういうふうに加えていくか。特に、地域に住んでいない人、地域の住民運動というのは、私は非常に公共事業は地域の住民運動なしには進行が考えられないのですが、さらに言うと、それ以外の不特定多数者というようなこともあわせて考える必要があるのではないかと思っております。そういうことが、見直し、あるいは法律とそれが生じていることだと思っております。

そして、今度の改正案を見ますと、いろいろ評価すべき点あるのは足りない点というのがあるわけでございますけれども、評価すべき点というのは、透明性、公平性という面で前進がある。事前に説明の義務化、あるいは公聴会の義務化、第三者機関からの意見聴取など、こういったことが明らかに今までの法律の欠陥というようなものを補うと申しますか、公正性という視点など、非常に大きな意味があると思います。特に、双方向コミュニケーション、早い段階での情報開示というようなことを心がける方向にあるというのは評価すべき点かと思います。そしてさらに、そういったもの尊重せよというような意見が修正案として加えられておりまして、それも評価すべき点かと思ひます。

その次、今までになかった循環型社会に向けての配慮。収用適格事業を変える、変えるというか追加ということでも、循環型社会に向けての配慮なことを心がける方向にあるというのは評価すべき点かと思います。そしてさらに、そういうような新的な視点からの改正というのを行われるということは、評価すべきことだと思います。

の後半の部分の手続の簡略化ということに具体的に示されるわけでございますけれども、先ほど申し上げました時間概念あるいは効率化の概念というようなことを考えていく上で評価すべき点はないかと思います。

そして、まとめでございますけれども、私は土地収用法改正案というものが妥当であると考えております。そして、その考え方としてはなぜかと申しますと、いわゆるどんな社会になつても必要な社会資本というものはあるわけでございます。それは例えばごみ処理だとか廃棄物処理だとか、あるいは市街地における地震対策の用地だとか、いかなる社会、いかなる経済情勢になつても必要なものがあり、それが例えば、私は住民参加というのが非常に重要なと思いますが、すべての人の合意が得られない場合にはやはり収用という、あるいは事業認定、収用という手段が必要であると思いまして、そういった社会に対する骨組みというのか枠組みというものに益する点があるかと思っています。

それからその次に、これは問題でもありますけれども、行政の情報公開への意欲というのがやはりござなりというのか、通過儀礼としてそういうふたようなことをやるということでは何のための改正かということになるわけでございますけれども、そういう意欲が、これからこの法律案が成立したときにうまくいくか、うまくいかないかということが、非常に大きくなる結果を左右すると思いまます。

そして、情報公開だとかあるいは住民の意見を聞くということは実はお役所の最も不得意なところでございまして、私も例えば大規模小売店舗の審議会、もうなくなりましたけれども、大規模小売店舗審議会で住民との間の紛争、摩擦というものの解決に加わったことがありますけれども、役所の不得意な部分というものを、何かの第三者のチェックあるいは第三者者が非常にそういったものとのノウハウをつけた場合に、そういうふたような人たちと一緒に何かをやっていくというような仕組

みが要るのではないかと思ひます。ここにNPO、NGOと書きましてけれども、別段NPO、NGOが適当かどうかはわかりません。むしろ、そういうふたよな役所の不得意の部分をうまく習得した、あるいは技能を習得した人たちの集まりということでうまいぐあいに法を運営するような形ができるいけば非常にいいかなどと思っておりまます。

そして最後は、改正は私は前進だと思っております。もちろん、この法律自身で私はいいとは思つておりません。先ほど言いましたように、適格事業というのは法律に書かれているわけでございますけれども、その第三条で言う収用適格事業というのが果たしてそこに書かれたものだけが適格かどうかといふことも、私はそうでないものも要るのではないかという気がしておりますし、例えれば生態系保護というような問題でも小さな生態系を守るとか、あるいは都市の快適な住居条件を守るというにはさらにもっと適格要件が必要だと思つておりますけれども、こういったよなことによつて、前進することによつて一歩進む、そして新しい合意形成が見つかれば非常に幸い、結構なことだと思つております。

以上でございます。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございます。

○参考人(松尾弘君) 次に、松尾参考人にお願いいたします。松尾参考人。

○参考人(松尾弘君) 私は法律学を専攻しておりますが、このたびの土地収用法改正案につきまして、土地収用法の理念に照らして全般的な観点から若干の意見を申し述べさせていただきたいと思います。

土地収用法は、包括的な社会資本整備の制度の一部として、強制力を持ちつつ、真に公共、公益性ある社会資本を形成する手段であります。とりわけ、現在、我が国の経済、社会環境のもとににおいていかなる社会資本の蓄積が必要か、それがどのように国富の増大に結びつくのか真剣に再考すべきときを迎えて、土地収用法の本来的機能が適

切に發揮され得る制度構成になっているかをあらゆる角度から今再点検することには、非常に大きな意義があると考えております。

もつとも、本法が目指す公益性は、総合的、系統的な計画を背景にして初めて担保されると考えられます。計画法に裏打ちされていない事業は、不必要な補償やいびつな補償問題を生じさせるからであります。この点では、収用、補償の前に計画ありきという原則、したがいまして、さまざまな計画法と土地収用法との連結を常に摸索していく姿勢を今後も忘れてはならないものと考えております。

そして、そうした実効性ある計画の策定のためには、形式的な法制度面での整備のみならず、起業者、行政と利害関係者その他の関係当事者との協力が不可欠であります。土地収用法は、当事者間の協力の失敗を強制的に調停しつつ、最終的には協力関係の再構築を目指すものであるという司法の精神を再確認しておきたいと思います。

次に、こうした土地収用法の精神にかんがみて、まず土地収用段階においても、可能な限り関係当事者間の合意形成の余地が継続的に追求されるべきであります。この課題の追求は、既にあっせんや事業認定後の協議の確認の制度にもあらわれておりますが、本改正案の補償額に関する仲裁制度の創設については、このようなコンテキストでの適切な運用を期待したいと思ひます。

しかし、関係当事者の協力を実現するためには、何よりも事業が実質的に公益性を備えており、ことにつき、関係当事者が納得し得ることが決定的に重要であります。

公益性は、その実体的側面と手続的側面の双方から追求されるべきものであると考えております。まず、実体的側面に関しては、公益は私益から独立した、高度の別次元の利益として神聖化すべきではなく、私益との関連性が常に確認され必要があります。このことは、例えば基盤整備をめぐる土地の所有、利用が十全な私益実現をもたらさないことからも明らかでありますが、公益性の

実体は、実は私有財産の機能をより豊かにするものであり、私有財産の保障を充実させるものであります。もちろん、一部の者に偏った不公平な私益との結合が公益に値しないことは言うまでもありません。

もつとも、近年は公の領域の広がりに伴い、公益性の概念が、比較的具体的で明確であった相隣関係的な公益性から、地域社会的な公益性さらに広域社会的な公益性へと拡大するに伴い、その内容が一層抽象度を増してきております。こうした中で、事業の公益性が具体性、明確性を欠いて、あいまいになります。しかし、それだけに、またおさらのこと、公益性の原点に立ち返り、その内容を個々の事業の中で可能な限り具体的かつ明確に確認する格段の工夫が必要とされていると思われます。

本改正案に盛り込まれた廃棄物処理施設に関する取扱いを適格事業の拡大については、広域的な広がりを持つ事業それ自体の公益性追求の例として、その具体的なカタログを今後積み上げていく方向への検討素材として生かされるべきものであると考えております。

他方、公益性の実体面の抽象化に伴って、公益性追求の手続面での充実による補完が一層重要度を増していることは周知のとおりであります。この点では、事業のより早期の段階からの積極的な住民参加による公益性の担保が要請されているといふことは既に多く議論されております。

しかし、さらに一步進んだ問題として、関係当事者の参加さえあれば事業の公益が保障されるかという問題があります。つまり、関係当事者の合意は、まだ参加の消極的側面にすぎず、住民参加のより積極的な側面として、公衆からの知恵の引き出しについても、そろそろ視野に入れてよい時期かと思われます。欧米諸国の住民参加は既にこの段階に入っているように思われますが、行政と住民との協力により公益性増進のためにはいかにしてよいアイデアを引き出すか、出し合うかという観

点から、参加の方法を一層工夫すべきであります。

本改正案における起業者による事前説明会開催の義務づけその他の措置は、こうした将来展望も

踏まえた内実のある運用が大いに期待されるところであります。

損失補償の内容に関しては、補償は基本的に交換的正義の問題であると考えますが、偶

然事故に対する損害賠償とは異なり、あらかじめ計画的かつ積極的に公益性の実現を図るプロセスとしての損失補償においては、配分的正義の問題にどこまで踏み込むべきかという問題に必然的に取り組まざるを得ません。

この点で、本改正案の生活再建措置の明文化は、同様の問題について、住居や農地の喪失に伴う特徴を盛り込んだイギリスなどの立法例に比肩し得る姿勢を示したものとして、積極的に評価される点であります。

他方、補償の手續面に関しては、補償の正当性に関する審理の実質化と時間コストの削減とのバランスの確保が深刻な問題になつてゐることは周知のとおりであります。本改正案における土地・物件調査書の作成に関する代行署名その他の一連の措置は、この問題の重要性について一つの問題提起をしたものと受けとめております。

最後に、以上のように本改正案の各条項は、土

行について利害関係を有する者の理解を得るために措置の検討ということが盛り込まれております。それは、政府、起業者と関係当事者との相互信頼に基づいて、事業の公益性の実現に向けた理

解のみならず、最終的にはより積極的な協力関係の再構築を目指すものであつて、このことは近年の法制度改訂の一般的指針として提唱されている政府、いわゆるグッドガバメントの構築の一環であると考へております。本改正案は、強く、効率的でかつ良心的な政府としてのよい政府が、最終的にはよい市民によつて支えられるものであることについて、行政、市民両者への問題提起と意識改革を一步進めると解されますが、さらについにそのような方向への実質的な運用を強く期待したいと考えております。

以上です。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございました。

次に、標参考人にお願いいたします。標参考人。

○参考人(櫻博重君) 初めに、私のレジュメの一例として、公益性判断手続の充実と補償手続の合理化とが果たしてバランスのとれたものにべき課題が残されていることは既に議論されていとおりであります。

一ページ目の十二行目、十三行目のところに「漸

く公開したデーターによれば四年には」という、

これは九六年に御訂正ください。

それから、次の行の「地下水汚染の指標である電気伝導度が一万九千二百マイクログラム・

パー・立方メートル」になつておりますが、これ

のプロセスを考慮に入れることも重要なことであります。

本改正案における起業者による事前説明会開催の義務づけその他の措置は、こうした将来展望も踏まえた内実のある運用が大いに期待されるところであります。

損失補償の内容に関しては、補償は基本的

に交換的正義の問題であると考えますが、偶

然事故に対する損害賠償とは異なり、あらかじめ計画的かつ積極的に公益性の実現を図るプロセスとしての損失補償においては、配分的正義の問題にどこまで踏み込むべきかという問題に必然的に取り組まざるを得ません。

この点で、本改正案の生活再建措置の明文化は、同様の問題について、住居や農地の喪失に伴う特徴を盛り込んだイギリスなどの立法例に比肩し得る姿勢を示したものとして、積極的に評価される点であります。

他方、補償の手續面に関しては、補償の正

当性に関する審理の実質化と時間コストの削減とのバランスの確保が深刻な問題になつてゐることは周知のとおりであります。本改正案における土地・物件調査書の作成に関する代行署名その他の一連の措置は、この問題の重要性について一つの問題提起をしたものと受けとめております。

最後に、以上のように本改正案の各条項は、土

行について利害関係を有する者の理解を得るために措置の検討ということが盛り込まれております。それは、政府、起業者と関係当事者との相互信頼に基づいて、事業の公益性の実現に向けた理

解のみならず、最終的にはより積極的な協力関係の再構築を目指すものであつて、このことは近年の法制度改訂の一般的指針として提唱されている政府、いわゆるグッドガバメントの構築の一環であると考へております。本改正案は、強く、効率的でかつ良心的な政府としてのよい政府が、最終的にはよい市民によつて支えられるものであ

ることについて、行政、市民両者への問題提起と意識改革を一步進めると解されますが、さらについにそのような方向への実質的な運用を強く期待したいと考えております。

それでは、初めから申し上げます。

私は日の出の森・トラスト運動共同代表とい

うことで、当事者として本日は出席をいたしました。

なお、そのほか首都圏道路問題連絡会の代表幹事

もやり、それから今、収用がかかつております圓

定には住民は阻害され続けましたというふうに訂

正をお願いいたしたいと思います。

それでは、初めから申し上げます。

私は日の出の森・トラスト運動共同代表とい

うことで、当事者として本日は出席をいたしました。

なお、そのほか首都圏道路問題連絡会の代表幹事

もやり、それから今、収用がかかつ.LayoutStyle

定には住民は

水が漏れ出したんじやないかと疑われる証拠が周辺地域に出てまいりました。それが発端であります。

の市民、多摩の市民というのは谷戸沢にごみを捨てている当事者ということになります。私も小平の市民ですから、谷戸沢や二ツ塚にごみを捨てておる当事者の一人でございます。

方に、汚染データの公開をしてくれ、それから原因因を調べてくれ、それから対策をちゃんと立ててくれということを要求したのでございますが、処分組合はすべてこれに対しても拒否をするという態度でございました。地元の公害防止協定を結んだ住民に対しては情報は提供するけれども、それ以外の多摩の市民や、それから同じ日の出の町民でありましても、自治会以外の町民に対しては情報公開をしないという態度でございました。そして、シート破損は絶対あり得ないんだということを強く主張されました。もつとも谷戸沢の処分場は厚生省御推薦の管理型廃処場のモデルであると、いうことの宣伝がされておりましたから、シートが破損しては大変なことになるわけでございま

それで、私とも住民の方には情報公開を求めて訴訟を提起しました。閲覧権確認という難しい名前でありますけれども、その訴訟には勝利をいたしました。したがって、私どもは処分組合に公開しろというふうに言いましたが、処分組合はそれもまた判決にも従わないという態度に出たわけです。そして約六百日の間、間接強制金といふ、いわば罰金みたいなものがありますね、裁判に従わない場合の、民事ですけれども。これを約一億九千万、処分組合は支払い続けました。

その中でやつと一部のデータを公開しましたけれども、その後でだんだんにデータが公開されてまいりましたが、その中で電気伝導度という地下水の汚染を象徴するデータがあります。本当は処分場はシートが張つてありますから、シートの下

シートの下を地下水が流れた場合はその地下水は汚染されることはおかしいわけです。地下水の場合の電気伝導度は、大体五十ないし百マイクロジーメンス程度が通常の地下水です。ところが、処分組合が後から公表したデータによりますと、埋め立てを開始してから六年目、一九九〇年ごろにはもう電気伝導度のデータが一万を超えております。一番ひどいときは、一九九六年に一万九千二百マイクロジー・メンスという大変な電気伝導度の汚染というものがわかつたわけでござります。そういうもののがわかつたわけでござります。そうならない、なお汚染の原因はないんだ、シートは破れていらないんだということを強硬に突つ張られ、そして、こうして第二処分場の建設が始まつたと。それで、私どもとしては、はどうしたらいいんだろうということになりました、処分組合は一切話し合いに応じないということですから。それで、同じような構造の第一処分場がまたできただんでは困る、そう思いましたので、私どもはやむを得ずトラストというものを第二処分場の予定地の中に設定して、そうして処分組合を話し合いの場に引き出す、そのためにはトラストを設定したということですございますので、そこら辺の経緯については十分に御理解をいただきたいと思います。

なお、菅厚生大臣、小泉厚生大臣が在職のときに東京都に対して、住民と話し合え、それから住民と一緒に共同調査をしたらどうだということを勧告していただきましたが、これも東京都や処分組合は拒否をいたしております。こういう経過があることを日出については御理解いただきたい、そういうふうに思つております。

それから、次は圏央道の問題でござりますけれども、圏央道もやっぱり同じようです。行政の皆さんの態度は同じようであつて、全く情報非公開、話し合い拒否という不公正と不透明な住民対応といふものを十六年間これはずつとり続けてまつたわけでござります。

そして、特に現在収用がかかつておりますあきる野地区の場合は、圏央道以外に新たに新滝山出発

道という四車線の道路、それから新五日市といふまた四車線の都道、これが圈央道と同じ地区にさへ二本のそういう四車線の道路が加わりましたから、合計十万台の車が狭い地域に通ることになつた。ところが、アセスメントは圈央道だけしかやっていないわけです。そこで、私どもとしては十万台をまとめて総合アセスメントをしてくれば、そういうふうに旧建設省と東京都に要請をしましたが、アセスはもう終わっているということはあきる野に住む住民たちは、道路が三本、十万台の車が入つたときは大変なことになります。これで調査はしないということになりました。これで、あきる野地区の住民たちがやはり圈央道の予定地の中にトラストを設定せざるを得なかつたという理由でござります。

そういうことがトラスト運動の契機である。もし、日の出にしてもそれから圈央道にしても、処分組合あるいは旧建設省が住民との間に早くの段階から話し合いを持つということをして、そして住民からのいろいろな提案があります、提起があります、質問があります、そういうことに誠実にこたえていたならば私たちにはトラストは設定せませんでした。その点を御理解いただきたいと思つております。

次に、法案の内容についてでございますが、事業認定者の問題、それから事業認定の手続のことなどが大分話題になつております。私は衆議院も二回傍聴しました。おとといの参議院も傍聴いたしました。その中で、事業認定の手続を手厚くしたが参加をして議論をするという場じやないんです、これは。あくまで説明に終始しているといふのが政府側の論理でござりますけれども、この事業認定の手続は全部一方通行です。つまり、住民側からいいじゃないか、したがつて収用委員会の収用手続の方は簡素化てもいいじゃないか、これが政府側の論理でござりますけれども、この事業状況であります。今までの行政側の対応を見ておられますと、この説明というのはすべてもう限られました時間の中で一方的に説明をして、それから住民側の質疑その他も時間が来たら打ち切つてさつ

さと帰つてしまつ、こういうのが今までの形でございます。

扇大臣は、この点は反省する、今までの住民への対応についてはまづかたから反省すると何回もおつしやつておりました。それを私はよく聞いておりましたが、それを担保するものがなきや困ります。言葉だけでは困るんです。制度的にそれではどうやつて住民の意見を尊重するのか、それから合意形成にどうやつて努めるのか、それを法的に担保していただくことが必要なわけですね。だけれども、住民合意については、大臣は、住民合意の上で事業化する場合には迅速にといふうに、ちゃんと住民合意といふことをおつしやつたんですが、局長はそれを否定されたんですね。法律的に言うと今のところ住民合意はできなかつたというふうに。多分それは行政手続法の問題だらうと思います。とすれば、行政手続法を変えて、そういう形で住民合意といふものが法的にあり得るようにしていただければいいわけでございます。

そういう点で、政府案の中のこの事業認定手続というものを改善したことは私どもは認めます。今まででは公聴会も専門家の意見聴取もしなかつたわけですから、確かに手だてとしては当然のことを当然におやりになるということで、これは私どもも認めますけれども、残念ながらやはりそれが本当の住民合意を得るために手段になつていらないというところに大きな欠陥があるわけでございます。

最後に、ではどうしたらそういう住民合意の手立てができるのか。これは衆議院でも参議院でも入り口から出入口という論議が大分されました。あるいは上流、中流、下流という議論がされました。つまり、上流、一番大事なことはその収用といふのは出口の問題です。同時に収用というのはこれには事件なんです。ですから、収用委員会では例えば日の出の問題ならば日の出の問題は第何号事件というふうに言つております。つまり、これは紛争事件なんです。今まで住民側と行政側がいろいろ

ろ話し合いをして、だれども行政側がもう話し合いを打ち切る、打ち切つて収用申請したわけですから、つまりそこからはもう行政側から住民側に紛争にするよと、あとは収用委員会にやつてもらうんだ、そういう宣言をしたのが収用なんですね。皆さんにこれは事件だということを考えていただきたい。

とすれば、その事件についての中の事業認定をするのに、当事者である大臣や知事が事業認定についてするというのは、これはおかしな話で公正さがありませんよ、それでは。したがつて、私どもは、この事業認定という問題は、国土交通省やあるいは知事から離して、行政上の第三者機関ですね、独立行政法人、私どもの仲間ではこれを収用裁定委員会といふ名前にしたらしいだらうと呼んでおりますが、例えば公害等調整委員会とかあるいは公正取引委員会のような独立した第三者機関、ここで事業認定と同時に補償金以外の収用の公開審理に当たることをやつてもらう。そうすれば、一番公正で中立でかつ透明性のある扱いができることになります。大臣は盛んに強調されましたが、自分で自分を認定するという立場に固執したのでは、これはもう絶対に公正といふことは期待できません。

そこで、最後にお願いを申し上げます。それからもう一つは、入り口から出入口までの問題がありますから、収用法だけを改正しても意味がないんですね。したがつて、都市計画法から始まつて、この入り口のところの手続が今いいかげんです。住民がほとんど参加できないんです。

私が資料として「土地収用法と関連法の問題点」

行政事件訴訟法、この中の執行不停止の問題と総理大臣の異議申し立て、これも間違つておりますから、この四つの法律を全部一括して修正していただきたいと思つております。ですから、随分、用地買収とか住民説明とか参りだけの、そういう宣言をしたのが収用なんですね。皆さんにこれは事件だということを考えていただきたい。

これまで、今の収用法じや困る、何かまた住民が今の収用法を悪用するんではないかという懸念はありません。行政側がきちっと誠実に住民側に対応するならば、現行法の中でも私どもは常識的な対応というものをやつしていくつもりであります。それはもう行政の出方いかんということでござります。

そういうことで、ぜひこの収用法の改正については一たん取り下げていただいて、改めてすべての関連法というものを改正する観点からお願いしたい、そういうふうに思つております。よろしくお願いいたします。

これより参考人に対する質疑に入ります。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

○臨雅史君 (自由民主党の臨雅史と申します。)

四人の先生方、早朝から貴重な御意見を御開陳いただきました。順次御発言願います。

我々は、法治国家のもと、法の定めるもとできちつと決めているんだから何も問題はないんだといふ状況で入つていくわけなんですが、私もいろいろお話をいろんな方と交渉したときに思つたんですけど、本当にそれでいいのかなと。やっぱりそこで何があるぞというときには、計画が決まつたという前に何らかの手続で皆さん方の意見を聞く場が要るのはないかなということを何度も感じたんです。

だから、現行法上問題がなければ、確かに法的国家ですからそれでいいんですけど、もしもかしたらこれから先是計画決定のプロセス、手続きであります。それが法律上必要な公共事業を合併するにあります。だからそれを決めていくべきではないかなといふふうに思うんですが、石川参考人は大分苦労されたと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○参考人(石川良一君) 今、お話をありましたように、私どもは法律に基づいて瑕疵なく手続を進めていますが、収用法というのはその中の、今まで適用しなくて済むという、そういうことがござつたというふうに思つておりますけれども、行政手続法と、それから収用法と、もう一つは

そううまくいかないというのが現状であることはお話の中でもよく認識をいたしました。実は、私も公共事業に深くかかわっていたものですから、随分、用地買収とか住民説明とか参りまして、夜遅くまでさんざん聞かされました。標準のお話を伺つていて当時を若干思い出したう一遍今の四つの基本法から全部を一括してやつていただきたい。

まず最初に、石川さんに、当事者として苦労されたと思うんですけれども、お尋ねをしたいんですけど、まず計画の決め方ですね、手続と言つてもいいわけですが、計画の決め方。そこでみんなが納得できるという手続を踏むことが一番いいわけなんですが、法治国家の我が日本で法令上問題のない決め方をしました。そうすると、標準さんがおっしゃるように、大体住民の方の意見を聞く場がほとんどないんです。ですから、ある時突然、こういうふうに決まつたからおまえの土地を買ひに来るぞというのが用地の手続で、説明に行くわけですね。

我々は、法治国家のもと、法の定めるもとできちつと決めているんだから何も問題はないんだといふ状況で入つていくわけなんですが、私もいろいろお話をいろんな方と交渉したときに思つたんですけど、本当にそれでいいのかなと。やっぱりそこで何があるぞというときには、計画が決まつたという前に何らかの手續で皆さん方の意見を聞く場が要るのはないかなということを何度も感じたんです。

ただ、要するに国民の皆さんに納得できる手続論といふのがあって、その手續を経た後では、自分は反対であつてももうそれで決まつたんだと、七割、八割の人が賛成したら、しゃくだけれどもあきらめます、協力しますというような、そういうプロセスの合意がないと非常にこれから先全体が不幸ですね。当事者の方も長い間苦労をされるわけですし、しなくてもいいけんかを長々としながらうなづかなければいけないということですから、むしろ計画論のプロセスをきつちりと決めていかなければいけないというのが我が国の現状ではないかなといふふうに私は思うんです。

そこで、次に栗原参考人にお聞きをいたしますが、今回の衆議院の修正の中で、第三者機関の意見を聞くというところを尊重するというふうに変えた、評価できるというふうにおつしやつたんですが、ある意味では確かに評価できるんですけど、第三機関といふのは一体何なんだろうと。それは、起業者にとつても住民側にとつても、ある意味では信頼が置けないのかもしれない。第三機関の意見を最大限尊重するということになれば一番いいわけなんですかね。

れば、第三者機関が事実上の決定権を持つ。決定には必ず責任が伴わなければいけないんですね、何かあつたときに。第三者機関は責任がとれるのか、非常に問題があるように思うんです。確かに、当事者より第三者の方が何となく公平な判断をしてくれそうな気がしますけれども、何の担保もな  
いですね。

で決めた方がいいのではないかという御意見は、確かに私は一つの意見としては非常に尊重すべきものだと思います。ただ、この第三者機関がどうななのかということは、これこそ試行錯誤で私はやつてみて、うまいぐあいにいかなければまた考え直す必要があるのでないかと思つております。

の 中 で 「関係当事者の合意は、参加の消極的側面にすぎない。」といふ、これを読んで非常にいよいよ言葉だなど。必ずしもすべて合意すればいいといふものじやない、もうちょっと何かあるぞということなんでしょうけれども、非常にこの言葉に感心をいたしました。

そこで、公益性とすることでお聞きをしたいん

ただ、それが何であつてどういうふうに形成されるかということについては、具体的な公益性以上に計画により長い時間をかけて、それからより多くの当事者を巻き込んで議論するというプロセスが非常に重要である。しかも、その場合には、非常に意識して情報公開を進める。つまり、受け手の側にとつて何を欲しているのか、何が不安なの

ですから、私見を申し上げて恐縮ですけれども、一番最後は議会で議論をして決定した方がいいのではないか。議会はみんなで選んだ場ですから、県会であるとかあるいは国会であるとか、最終的な判断はそこで最後にしたらどうなんだろうかと、いうようなことも考えるわけですけれども、第三者機関の意見を尊重するということについて、第三者機関の責任論とか、その辺はいかがお考えで

それで、この手のものは、やつてみて恐らくうまいぐあいにいかない、うまくいかないと予想したりやうというのは申しわけございませんが、うまくいくあいにいかない場合もあるし、うまくいくあいにいく場合もあるのではないかと思つております。そして、うまいぐあいにいかない場合には、たゞかといふようなことをもう少し詰めて、例えば必要があればもう一回法律の改正をするというふうに

されども特に迷惑施設ですね。電発とか、みの処分施設とか、地元にとっては必ずマイナスにならぬんですね。それは処理をしてくれるとか、電気を起こしてくれるというメリットはあるんですけれども、自分の裏庭にはない方がいいと、よそにあつた方がいいんだといういわゆる迷惑施設、全体としての合理性がある場所についてあつたとしても、局部的な合理性があることにについてあつたとしても、

○脇雅史君 標参考人に、最後にお尋ねをいたしましたが、どうぞお聞かせください。

○脇雅史君 標参考人に、最後にお尋ねをいたしましたが、どうぞお聞かせください。

そういう問題について、迷惑施設であるから消極的になるという態度はとるべきではないと私は考えております。

以上です。

○参考人(栗原宣彦君) 大変難しいあれでござりますが、先ほどの御質問とつながるわけでござりますけれども、いわゆる住民が一つの意見を言うことが、私もいろんな例えればマンション建設反対運動だとか、そういうふたつのようなものにも関係して

うなことが要るのではないかと思っております。  
ですから、私は尊重すべきだということは前准  
だと思いますけれども、そのことについては若者  
私自身も迷っております。

さ  
恋  
十  
進

というのは得られないですね。  
その場合にどう考えたらいいのか。一部の不利益といつたものと全体の合理性といったものをどう調整をとつていくかということについて、お話を伺えればと思います。

好きこのんでトラスト運動をやつてゐるわけではない、まさにそうだと思いますが、私は今回  
の収用法の改正はある種の合理性は持つてゐるか  
など。少なくとも、いろんな不備はあるにしても  
一歩前進かなというふうに私自身はとらえ  
ています。

おりましたのであれなんですが、同意したということをまたその次の段階になつて変えてしまう、あるいは前に言つたことが当日になつてみると全く逆のことを言われてしまつて非常に困つたと。こういう非常に私的な体験から全体を論ずると、いうことは適當ではないのかもしれませんけれども、とにかくその地域あるいはその周辺の利害関係人の代表がだれなのかということを選ぶこと自身が大変なのと同様、その人たちの意見が本当に変わらないでそのまま正確に反映されているのかなということについて、私なんか非常に苦い思いというのか、何かをしたことがございます。ですから、大変難しい問題だと思います。

ちつとあつて、それを今決めたというふうなことはならないんですね。やっぱりやつてみて、いろいろ問題があればまた変えようという柔軟性が要るのであつて、法律でやつていると、今法律で決めたのだから文句を言うなどということにならぬんですけれども、片一方は行政は常に新しいそういう方向を求めてやつていかないとダメなんですね。ちょっとそれは私も過去も今もひつとも反省をしているんですが、もう少し柔軟性を将来に向けてよい方法を考えなければいけないと思いますと今まで感じさせられました。ありがとうございました。

益性については非常に目に見える形での公益性、例えば相隣関係的な規制、日照とか通風とか、生息環境の改善のための相互の所有権の制約みたいなものは、これはお互いさまの論理ですから、非常に自分が得をするときもあれば損をするときもあるという、それは非常に明確な公益性だと思うんですね。

だんだんそれが地域社会、さらには自分の目に見えないところでの問題に広がっていくと、公益性の実態がまずは希薄化するという場合と、そちらから受益者と負担者との関係がどちらかに偏るという問題は、これはもうやむを得ない問題だと田中です。

評価できる点はないでしょうか。

○参考人（標榜重君）先ほど申し上げたように認定手続のところが多少変わった、これは当然なことだけれども、これはそれで結構だらうと思ふんです。補償金の支払いのところ、先ほど稻城の市長さんが七億とか十一億とかおっしゃいましたけれども、あれは大変工夫が足りないんですよ。もと法律を研究してうまくやれば、あの十分の一の金もかからないでちゃんと事務は執行できるんで

え  
心  
こ  
れ  
に  
益  
ノ  
外  
王

それで、実は第三者機関の問題は、これも第三者機関といふのは何か。例えば、第三者機関が最後までその決定に参画して、ある意味での最高の意思決定機関みたいなものになつてしまつといふことが果たして適當なのか。今、一案として議会

私、今ちょっと申し上げましたけれども、公共事業を進めるに当たつて収用法の役割とか全体的に極めてわかりやすくまとめていただいているわけですが、その中の一枚目に、「手続的側面す。

ただ、一つ補足として申し上げたいのは、公益性が抽象化するからといって、それがいいかげんであるとかあるいはレトリックであるというのではなく違っていると思います。やはり、そういう抽象的な意味での公益性はあるんだと思うんですね。

けれども、皆さん方にお配りしてありますね。勿論、分組合からの収用に関する経費の一覧というのが、この中に、二千八百名を超える権利者等のデータ処理委託経費、要するにこれはコンピューターの経費ですが、何と一億五千七百万になつていて

んです。これをコンピューターの専門家やよく知っている人に聞いたら、一体どこからこういう計算が出てくるんだという話ですね。それで、収用のための支払いの経費というのは、土地鑑定及び物件調査・積算、通信費、弁護士費用、補償金払い渡しに係る訪問旅費等、これは合計で一億九千百万円です。処分組合に雇われている弁護士の年間の報酬は三千六百万円というのがちゃんと処分組合の予算書、決算書に載っているんですよ。ですから、そういうことで、非常にむだなお金の使い方をしているということですね。

それから、補償金の支払いについても、ちゃんと供託という制度がありますから、そういう供託という制度を十分に活用するならば、なかなか会えない権利者のところへもきちんと通信の方法を工夫するとか、そういうことを重ねばちゃんとした形でもって処理はできると、そういうことです。

○脇雅史君 終わりります。

○山下八洲夫君 民主党・新緑風会の山下八洲夫でございます。

きょうは、参考人の皆さん方には、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

まず最初に、栗原参考人にお尋ねさせていただきたいたいと思うんです。

要するに、住民運動のエゴ、これは決して間違いないではないと。私も、住民運動というのは一方では大切だと思っておりますし、一方ではエゴからスタートするというふうに思っております。そして、その上に立ちまして、このエゴも間違いでないと、そういう点では栗原参考人となる意味で考え方は一致するわけです。

そういう中で、今回の改正法でございますけれども、その中で特に事業の計画段階における住民参加あるいは情報公開、このようなことについてお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、何か事業を起こす。そうしますと、まだ全く白紙の段階、未計画の段階でもうわざがよく出てまいるんですね。その計画案がまだ未定の段

階、世間のうわさ話の段階、それから計画構想、計画案の段階、これはどちらかといいますと計画案を作成する前の討議、審議段階。それから三つ目は、計画策定、議会の承認段階。計画案が作成される、あるいは決定される直前の段階と申した方がいいかと思います。それから四番目は、計画の実施段階。計画を事業実施に移す段階でございりますね。それから五番目は、施工、維持管理段階。これは事業を実施したりまたは事業を完成して管理する段階、このように考えていただいていいと思うんですが、このようにいろいろと段階があるわけです。

特に昨今は、公共事業一つとりましても、それこそこれは必要だよと、特に起業者、あるいは利害関係者というのは必要だよと。そうでない、またそのことによって不利益をこうむる方は不需要だよというような考え方もあるわけでござりますし、どちらかというと不需要だよというのは大体世間で見ますと少数派なんですね。全国で見てまいりますと少数派。そういう中で、私はそれぞれの段階で、ニーズが大きく変わってきておりますから、それぞれ最大限の情報公開をすべきだと思っているんです。

それで、栗原参考人はこの情報公開についてはどのようにお考えになつてているのか、もう少し詳しく御報告いただければと思います。

○参考人(栗原宣彦)　また大変難しい問題でございますが、先ほど私がエゴというのは悪いことじゃないと申し上げたのは、人間の行動というのはやっぱりエゴに基づいて、よくよく考えてみると、いかに合理性あるいは理論構築をして話しても、もとはエゴだったというようなことが概して多いわけでございます。ただ、そのエゴが、そことのところについて、「全体を見ない。」と書きましたけれども、エゴ自身は悪くない。

それから、先ほど申し上げたように、今、人間が非常に多様化したというのか、あるいは利害が単純化したというか、欲求段階が最後の、マズローの言う自己実現段階に入つて、単に生存だけでは

なくいろいろなことを考えるといろんなエゴが出でてくる。そしてその中に、例えば権利としてもより複雑化してきて、余りみんな議論されていませんけれども、例えば最近みんなお金を持っている、特に高齢者がお金を持っていますから、そのお金はどうやって守るかとが投資をどうやって守るとか、こういうものも恐らく相当その人の行動を規制するわけです。

ですから、今、地球環境を守るというようなことが非常に強く出ておりますけれども、あるいはそうでない、例えば昔言われていた所有者の権利なんというのは比較的議論されておりますけれども、そういう自然保護あるいは地球環境に優しくというようなこと、あるいはオオタカ一羽でも生かさなければいけないという、そういうたとの主張も、それは今非常に強くなっていますけれども、そのほかにもっともいろんな恐らく人間の行動が、そういうもののエゴの主張が具体的な形になつて出てきますから、非常に難しい。ですから、行動としてはその工事を認めるか認めないかという一つでございますけれども、だからそれを余計複雑化しているんだと思います。

そして、しかもその地域に住んでいる人なんかは時間の概念が非常にゆっくり流れるわけです。ね。ゆっくり流れまして、最近ある、ドッグイヤー、人間の七倍か何か早い、そのドッグイヤーというのが起業に求められているとかなんとかいう、それで起業人はより早い起業決定をする。あるいは行政担当者は少なくとも二年ないし三年で交代しますし、先ほどから申し上げているように、単年度予算でございますので、予算について一年、あるいは議会に対する責任というようなことから、よりその人の時間が短い尺度で考えられる。ですから、緩やかに流れる人と非常に早く流れる人といろんな時間の観念が違いますから、そのところでは余計紛争が複雑化する。おまえは全体を見ていないじゃないかというのに対して、あの役人は何か自分のところだけやればいいという考え方でと、いう非難になるということだと思います。

ですから、非常に難しいわけでございまして、そうすると、そういうふたつのようなことが前提になつて情報公開というようなことを、先ほど大変いろいろの段階、五段階ぐらいに分かれてお話をいたしましたけれども、情報公開というのは私が必要だと思うんです。

ただ、これは私も取材を長い間、特に役所に対して取材をしておつたわけです。そうすると、親しくなると役人が必ず、栗原さん、あなたに話してもいいんだけれども、この話をするとあれが壊れちゃうんだよとか、あるいは特定の土地の値上がりを招くとかいうようなことで非常に情報を出し惜しみする。しかし、考えてみますと、私は情報を出し惜しみするというのは、結局最後の段階でそれがコスト増大につながるのではないか。ですから、確定していないことを確定したようなということはこれは悪いわけでございましょうけれども、少なくともそういうことを考えているとかなんとかということは、当然、例えば行政の首長さんの施政方針の中にはかえってお話をした方が究極的に見るとそのコストを安くするのではないかという気がいたします。

ですから、私は結局、情報を開示した方が、あたりとあらゆる段階において時間的にも処理が短くなるのではないかと思います。ですから、大変これも、最初の段階から言つちやつて後で白紙になると、いうようなことになると非常に行政として責任をとらなければならぬとか、あるいは担当の部署の職員は失点になるというような考え方をやつぱり改めていかなければいけないのでないかと思います。

それで、先ほどのいろいろ触れられて、例えば議会の承認段階あるいは実施段階あるいは最後の管理段階という各段階で御質問いたいたわけござりますけれども、各段階ごとにどの程度情報公開をしたらしいのかということは、私もよくわからりませんけれども、方針としては持つてはいる情報はほとんど公開して差し支えないという感じがいたします。そうすると、だけれども恐らく、その

ことがやつぱり究極的にはその計画をおくらせるんだよという御意見があるのかもしませんけれども、私はそのことよりは、どっちの弊害が大きいかというと、やつぱり情報を公開しないで、いろいろ何か後になつて無理だ、聞いてみたら全然聞いていなかつたというようなこと、あるいはよくありますボタンのかけ違えというようなことにも、やはり情報が公開されていないということによるのではないかと思つております。

お答えになつてあるかわかりませんけれども、私はなるべく公開した方がいい、あらゆる段階で公開した方がいいという立場でございます。

○委員長(今泉昭君) 参考人の方にお願いを申し上げたいと思います。

大変恐縮でござりますけれども、質問者の時間が限定されておりまして十五分以内になつておりますので、できるだけ簡潔にひとつ回答をお願いします。

○山下八洲夫君 時間がなくなりましたので、石川参考人さんと標参考人さんにお尋ねさせていただきたいと思います。

参考人の意見陳述をお聞きしておりますと、百八十度考え方方が違うわけです。私は岐阜県出身なんです。岐阜県は、長良川河口堰の問題とかあるいは徳山ダムとか、日本じゅうになびかせている問題もあるわけですが、私はこの長良川河口堰等の運動を見ながら強く感じたことがござります。

特に、住民というのはある意味では行政や議会に時によつては大変不信感を持つんじゃないかな、信用しないんじゃないかなと。それはなぜかといいますと、余りにも情報を隠してしまつて、あの流域の皆さん方の議会は全部賛成なんですね。ですから、市町村長さんも皆さん推進なんです。そうしまして、今度は無記名のアンケートで、長良川河口堰、賛成ですか反対ですかと、

簡単に言いますと、相当高い比率で反対が出てくるんです。

これは何かといいますと、東京のような大都市部は別にいたしまして、地方へ行きますと隣組制度がしつかりしているんですね。私も五万六千の人口のところですが、毎月一回は例会を開くし、春と秋には道づくりといって、どぶ掃除なんかするんです。それへ出なかつたら出不足料というのを今五千円ですかね、支払う。これぐらいしっかりととしているんです。ですから、そここの常会の常会長さんが説明されると、それに向かつて反対となかなか言えない、村八分は怖い、こういうところがいっぱいあるんですよ。

そういうことを考えますと、多分この日の出町の問題にしても、場合によればほんの一部の反対者じやないかとおっしゃる。この二十五市二町の議会その他、皆さんは多分賛成されたと思うんですけど、きっと住民に無記名でアンケートをしますと、こんなところは嫌だよ、住民はエゴから来ますし、特に余り好ましくないのはよそへつくつてほしいという気持ちがありますから。そういうことを考えますと、積極的に情報を公開していく、このことが私は、コストも安くなるし、時間も早く縮まりますし、あらゆる面でいいのではないかと思うんですが、余りにも今日まで情報が公開ではない一生懸命情報を隠してしまつ。

私も、今思い出しまつたけれども、長良川河口堰問題で当時予算委員会で質問したことがありましたが、そうしますと、たまたま建設省の資料が手に入つたんですけども、それは建設省から見ていい学者、悪い学者、丸や三角やベケなんです。政治家も、いい政治家、いい政治家というものは理解ある政治家ですね、これは悪い政治家と三ランクぐらいで、私はそれを持つて質問した経験を今思ひ出しまつたけれども、それぐらいやはり情報を隠したがるという点があるんです。

この情報は公開されなかつたと思うのか、その辺

をお聞きして、終わりたいと思います。

○参考人(石川良一君) まず、一番利害関係あるいは影響を受ける日の出町の皆さんは、基本的に合意をしていただいているということはもう事実でございます。また、情報公開の問題が、先ほど電気伝導度の話が出ましたけれども、あれは裁判所の認証によって、一番でデータがあるはずだという、そういうことで間接強制金を支払えという判決が出ましたけれども、これは最終的に最高裁まで行つてもう結審をして、そういう間接強制金もすべて戻される、またそういうデータは存在しないということを確認をされております。私どもとしては、基本的な情報は開示をしながら進めてきておるというふうに思つております。

ただ、日本の市民運動の一つの特徴かもしれないけれども、かつて文化大革命というのがありましたけれども、あのときに造反有理という言葉がございました。いわば何かに造反することそれ自体がもう有理なんだという、こういう何か思い違いといいますか、そういうことがどうもあるんじゃないかなと。まず何が問題なのかというきちっとした指摘があつた上で問題指摘であればいいんですけども、何しろ何か反対することがないんですけれども、そういうなうなうもそういう傾向があるので、結果としてきちっと制度で保障されていく議会等で決定をされても最終的に合意しない、こういうことが日本の住民運動や民主主義が成長していく上で非常に私はネットになつてゐるんではないか、そんな気もいたしております。

○参考人(標博重君) 情報公開の問題ですが、先ほど私がこれは日の出も闊央道もそうだということで、とにかく情報公開がないところから問題がないか、そんな気もいたしております。

閑央道の場合はやつぱりそうです。高尾山のトンネル掘つたらどうなるんだと。では、アセスのときには水平ボーリングをして、そして大丈夫だよということを立証すれば問題はこじれないんです。それをやらないでおく。それから、高尾の谷間に逆転層が発生することもアセスでやっておかない。つまり、情報を公開しないというよりも、情報を持ちよるとみずからつくるらしいというそういう

回あつたんです。それは結局、処分組合の方が話し合いを打ち切つたのですから、私どもは続けてくれ、大事なことだからやろうじゃないかと言つたけれども、やらないよと言つて終わりになつちやつた。

それから、先ほどの電気伝導度にしても何でもうすですけれども、裁判で、結局その裁判は最終的に別な決着になつていてるということですが、これは東京高裁でこの閲覧権の問題では仮処分と本訴と二つの争いになりまして、高裁の判断が分かれました、認めるというのと認めないというのもどもとては、基本的な情報は開示をしながら進めんから、もう途中で最高裁やめました。それで、また間接強制金返しましたけれども。

そうやつて住民側からいろいろ汚染問題その他についてちゃんと公開をしてくれ、それでだめな結果これだけダイオキシンが出ている、それから処分場の周辺を全部調査しました。中へは入れませんから、周辺の土壤とか川とか、それから木の葉っぱとかそういうことを全部分析をして、その結果これだけダイオキシンが出ている、それからこれだけ電気伝導度が出てる、それからこういふ化学物質が検出されているというデータを示して、そして処分組合の方に話し合いの申し入れをして、それが電気伝導度が出てる、それからこういふ化学物質が検出されているというデータを示して、それをやらないでおく。それから、高尾の谷間に逆転層が発生することもアセスでやっておかない。つまり、情報を公開しないというよりも、情報をちゃんとみずからつくるらしいというそういう

う責任、それでやつたことについては公表しない  
これはおれたちのものだからおまえたちは話さ  
ないというそういう行政の対応自身に非常に大き  
な問題がある。

これは、おとといも扇大臣が申しわけないと  
言つて、これからはちゃんとしますと言つたけれども、同じ人間がそんな急に変われるでしょうかね。国土交通省なり、それから東京都なり処分組合の人間がくると変われるのかどうなのか。だから、私はさつき申し上げたように、法的な担保をくださいと、それをお願いしたわけです。  
以上です。

○森本晃司君 公明党の森本でございます。

最初に、松尾参考人とそれから栗原参考人、兩

先生にお伺いをしたいと思いますが、今回の土地  
取用法の改正の中心眼目の一つとして事前説明  
会、公聴会、第三者機関の意見聴取、それから事

業認定の理由の公表などによって事業の公益性を確保する手段の強化が盛り込まれておりますが、そもそも公益性というのは一体何であるんだろ

か。余りに公益性の概念が漫然としておりまし  
とらえどころがありませんし、その本質は「一体」  
なのかな、それからだれがどうやつてそういう形  
をしていくのかという点を松尾先生、それから  
原参考人の場合に、公益性という問題は時代  
よつて変わっていくんだというお考えも先ほど  
述べただきましたが、お二人の先生方、よろ  
くお頬へ、おこります。

○参考人(松尾弘君) 公益性の実体について、  
益性については実体的な側面と手続的な側面の  
方があつて、双方から追求されるべきだという  
話を先ほどさせていただきましたが、特に実体  
的な側面との関係では私有財産権の保障、特に私  
との関係というものについて意識すべきである  
と思われます。

ただ、この点については先ほどもちょっと脇員の御質問に対してお答えした中でお話ししま

たけれども、相隣関係的に非常に目に見える公益性、それから地域社会的に用途地域であるとかに

した議論をぜひしていただきたいというふうに考  
えております。  
以上です。

基づく専門であるとかある利用実態のできる公認士による監査がある。しかしながら、全く実感のできない公益性、一方的に迷惑施設の負担を受けるだけであるとか、そういうときには、果たして公益性はどこにあるのかということの実感は非常に希薄にならる。これはやむを得ないことだと思います。

そこで、そういう問題について手続的な側面からどういうふうに補完していくのかということで、先ほど、計画に時間をかけること、それからより多くの当事者に議論の場に来ていただくということ、それから、より積極的な情報公開という三点を挙げました。

建設できれば、これは事前の予防措置にもなるわけとして、そういうことが可能な土地利用計画があつて、それでもなお私的な領域、私有財産の侵

害という問題が生じたときにはどういうふうに補償すべきか、次の問題がそこに来る。そういう意味での、より包括的な計画という意味でございます。

それから第四番目に、一つ補足させていただきたいのは、非常に希薄な、抽象的な公益性で、一方的な受益者とそれから負担者がいるという問題について、補償のあり方についてさらに工夫すべきである。

べき点があるというふうに考えております。例えば、一つは事業損失というような領域の補償のあり方、こういう問題について、もう少しき

めの細かい補償項目の議論が必要であると考えます。それからもう一つは、ミティゲーションの方実、これもやっぱり補償の内容の問題として議論すべきであると思われます。しかも、こういうと

につきましては、補償項目の法令化という条文が一つ入っておりますので、その中で非常に実質公

場合、今回、住民参加が早くからあつたのか、いろいろ御苦労いただいていますか、初期の段階か

ら、殊に先ほどのお話を中で、四百六十一平米ですか、それで四十七人の地権者がおられた。そして今は二千八百人の中に地元の方が六十五人いらっしゃると。こういった方々へ最初の段階から理解を求める行為があつたのかという点について、お尋ねをしたい。

また同時に、標参考人にお尋ねしたいんですが、参考人もいろいろとトラスト運動でやつておられます。が、この日の出の場合の、初期の段階から参加されていたらどういうものだったんでしようか。

の提案に對して住民が同意する、つまり參加といふのは同意である、同意を本体とするという、比較的その一方指向的なものに理解されている嫌いがあるようにも思えます。これは、先ほどの森本議員の御質問で、公益性をだれが形成するのかといふ問題とも関連するんですが、私自身は、これだけ行政と関係当事者の双方が発見すべきものである

というふうに考えております。

いうのは、一回の手続で終わるわけではなくて、連の、ワンセットの手続の中、今回は何について論じ、それを踏まえて次は何について論じと、そういうプロセスの中で議論を、行政と住民の側が知恵を出し合っていくプロセスが本来の住民参加のあり方ではないかというふうに考えておりな

その中で、単なる同意ではなくて、より積極的に知恵を出したんだ提案したんだ、それがどう

うふに受け取られたか、取り入れられた場合、それから拒否された場合にはその理由は何だったのか、そういうような中から客観的に実は非常によいアイデアが出てくることもあり得ると思うんですね。

そういうことについては、お互いに消極的あるいは疑心暗鬼になるべきではなくて、より双方向の議論を実質化するような法制度上の措置も必要かもしれません、より重要なことは、実質的なといふんでしようか運用上のといふんでしょうか、そういう話し合いが持たれてもいいのではないか。必ずしも法制度にあるものだけをやればいい、あるいはそれだけで十分だということではないよう考えております。

○参考人(石川良一君) 住民参加、まず、当初の日の出町の人たちに対する説明あるいはそれに対する説明責任等については十二分に果たしてきてるというふうに思っております。

この問題の一つの問題としまして、いわばごみの処理がどうあるべきなのかということが一つあります。これは非常に多様な意見がございまして、これは現在もそうなんですか、焼却そのものはもうやるべきではないという意見から、あるいは自区内ですべて、一定の自治体の中ですべて処理をすべきであるとか、いろんな多様な意見があるわけでして、日々三百トンからの焼却残渣、あるいは私たちの市でいえば毎日五十トンのごみが出てくるという現実からスタートせざるを得ない。

こういう理想と限界との幅があるわけですか、が広域処分組合のベースであるところのこの問題だけではなくて各自治体の中でも議論がされてきている。そういう意味でのこの処分組合のあり方に対する議論というのはしっかりと私はされてきているのではないかと思つてます。ですから、各議会の中でも基本的には処分組合の議会と同じような対応がされてきているわけでありまして、そ

ういう全体の議論の中で最終的にこの方向性を支持していくと、結論が得られているというふうに思つております。

○参考人(櫻博重君) 住民参加の問題、初期から参加していたらどうだったかというお話をございまが、まず、住民の範囲をどうとらえるのかと

きから盛んに二千八百人が問題になつていて、さつさすが、あのうち日の出の地元の町民は六十五人です。それから、あと三多摩の人間が千何人かですね、それから東京都内の人間が約五百人以上です。

ぐらいですか、というふうになつています。そういう場合に、じや日の出の処分場にかかる住民の方では、日の出の六十五人を住民、地元、そういうふうにお考えなんですか。それで妥当なのかどううなのか。例えは、処分場にごみを捨てる三多摩の人間は住民じゃないのかということになります。

それから、処分場自体が、さつき申し上げたように、これは管理型の処分場が日本じゅうに四百幾つかあると聞きます。管理型処分場の構造自体は、日本全国のそういうごみの処分場にかかるることは関係住民と言えないのかどうなのかというこ

とで、やっぱり住民の範囲というものを、その問題にかかわるさまざまの人たちを幅広くとらえることになります。では、そういうかかわった人たちは関係住民と言えないのかどうなのかというこ

とですか。だから、そういう点で、やはり参加の目的とは何だということをちゃんとしていないなくちやいけない。それらもう一つは……

○森本昇司君 済みません。ちょっと、あともう一問ほかの先生に御質問させていただきたいのです。済みません。

松尾参考人に最後にお尋ねを申し上げたいんですけど、先ほどの参考人のお話の中で、政府起業者と関係当事者とのねじれ関係を矯正して、地域住民の理解と協力が促進されるようなよい政府、自

治体と、よい市民の関係構築というお話をいたしましたけれども、いかにすれば可能になると考えられますか。

○参考人(松尾弘君) この点についてはまず二点、いわゆるそのねじれ関係の矯正ということから考へる必要があります。

一つは、プロセスの重視であります。何か公共事業を行おうというときのプロセスについて、見直せるところがあれば見直していく。それからもう一つは、これは法制度面には必ずしも出てこない問題でありますけれども、当事者の姿勢といいますか、主観的な態度といいますか、こういう問題についても真剣に考えていく必要がある。その法制度面にはあらわれないような当事者のそういう信頼関係の回復というのが、実は法制度改革を強力にサポートする、あるいは法制度を非常に機能的に運用する、そういう関係があるように思われます。

しかしながら、この問題については形式的な法律制度面、先ほど来問題になつております行政手続法とか行政事件訴訟法とかそういう制度面での改革も一つの強力な手段になるかもしれません

が、しかし本質的にはそういう形式的な制度面での問題のみにとどまらず、もつと非形式といふん改革も一つの強力な手段になるかもしれません

ふうに考へております。

つまり、こういう問題については、やっぱり過去の経緯というものから完全に自由に、ゼロから出発するということはできないと思うんです。したがつて、過去にあつたいろいろな事件とか悲劇

的な問題についても十分に踏まえながら、さらに次の一歩をどういうふうに踏み出していくか、それは必ずしも法律制度の問題ではありませんが、十分に考慮に入れる必要があると思われます。

最終的には、この問題は、よい政府の問題といふのは、市民社会の成熟度を示すものであるといふように私自身は考へております。市民社会を成熟させるということはなかなか、近代化が始まつてから百五十年という中では実は難しい問題なのかも知れませんけれども、私は、これについてはやつぱり二つのプロセスという側面がありまして、一つは市民が自分自身の権利義務について十分に自覚するということがまず出発点だと思いま

す。これに対し、政府が市民の権利、自由を保護していく、大切にしていく、あたかも自分自身のように保護していくという、そういう意識を持つ、そういう中から形成されてくるものだと思いま

ます。

非常に、これから時間はかかるんだと思うんですが、市民社会の成熟ということについては、日本がこれから真剣に威信をかけて取り組むべき重要な課題であるというふうに考へております。

最初に、私は石川参考人にお尋ねいたします。苦労さままでございます。ありがとうございます。土地収用を実施する公共事業の認定手続、この大きな問題点というのは、事業申請が行われる前に当該計画が事業者の側で一方的に決定、推進され、住民の反対で買収後に残った土地を土地収用をかけるというやり方がいろいろ横行している

というところに非常に大きな問題があるというこ

と。合意形成なんて言つたらば仕事できないと、そんなことはあり得ないんですね。日本じゅうでたくさんの公共事業がありますが、大部分は時間がかかるとも合意形成ができるいるものがほとん

どですから。だから、そういう点で、やはり参加

の目的とは何だということをちゃんとしていないなく

ちやいけない。それらもう一つは……

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。

きょうは、四人の参考人の皆さんには本当に御ほどから申し上げているのは、合意形成が前提になつたものじゃなければ住民参加とは言えないこと。合意形成なんて言つたらば仕事できないと、そんなことはあり得ないんですね。日本じゅうで多くの問題のみにとどまらず、もつと非形式といふん改革も一つの強力な手段になるかもしれません

が、しかし本質的にはそういう形式的な制度面での問題のみにとどまらず、もつと非形式といふん改革も一つの強力な手段になるかもしれません

が、国民国家関係といふんでしょうが、国民が國家に対し持つ意識、あるいは行政が住民に対し持つ意識といふんでしょうが、そういう問題で、レベルでの改革が必要なのではないかという

とを私自身も痛感してまいりました。これでは事業の公益性をきちんと議論することがなかなか難しいなと思います。

ます。

当初来、お話をしておりますように、じや具体的にこの処分場案に対するどういう具体的な提案ます。

身、圈央道や日の出のごみ問題について国会でも質問したり、また何が問題かということを非常に痛感してまいりました。

れども、もう終わっていますと言つてやらないといふ、こういうのが一つの行政対応の例ですね。

いう、こういうのが一つの行政対応の例ですね。それから、日の出の場合もそうですけれども、

例えば、先ほど話がありましたけれども、日の出の問題でいえば、私も国会で質問し、また交渉もいたしましたけれども、菅厚生大臣あるいは小泉厚生大臣が、住民、地元関係者とときちつと話しあえ、そしてまた一緒に調査をせよということについてそれが行われなかつたとか、そういうこともあつたと思うんです。

七

また見直すべきことというのは、これからいろいろ事業の分野で計画決定の段階から、策定の段階から、やはり十分な情報公開、住民参加を保障していく、このことが非常に大事じゃないかと思ふんですけれども、その点の御意見を伺いたいと思うんです。

先ほど、反対のための反対があるとか、あるいは造反有理だとか、そういうことをおっしゃられましたけれども、私は、行政の対応がきちっとしているんです。

○参考人(石川良一君) 情報公開の問題につきま  
　　ていれば、別に本当に好きこのんで反対運動する  
　　わけじゃなくて、やむにやまれずということが非  
　　常に強いわけで、行政の長としてもその点は御理解  
　　していただいていると思うんですけれども、そ  
　　の見直すべき点の住民参加の問題、情報公開の問  
　　題についてお尋ねいたします。

的で、先ほどもお話をしましたけれども、基本的にはデータ等についてはインター不ネットも通じてすべて公開をしてきております。

今の市民参加の問題ですけれども、いわば住民参加をどこに定めるのか、無限に拡大をしていいわけですね、今回の問題等においては、どこに住民参加の住民というものを定義するのかというのではなくて、今我々としても難しいわけですが、基本的に我々としては進めようとしている課題に対して、どういうような御意見を持っているのか、それに対するきちっとした議論は我々も当然していくかと思います。

当初来、お話をしておりますように、じゃ具体的にこの処分場案に対するどういう具体的な提案があるのか、こういうような具体性を持った提案というのは残念ながら一つもありませんでした。あえて挙げるならば、例えば学校ですとか公園ですとかの地下を掘つてそこにごみを一時的に保管をしていきなさいよ、こういう案といえば案かもしれませんけれども、提案がされましたけれども、残念ながらほとんど現実性のない提案でございました。

そういう意味で、私どもとしては真摯に情報公開もし、また議論もし、対応もしてきたわけでありますけれども、いわば無限に、反対のための反対というようにおっしゃいましたけれども、反対することに意味があるかのごとき幻想といいますか、によつて拡大をしてきた。その一つの要因は、先ほどお話をしましたように、ごみに対する市民の感覚というのは人によってかなり差があるわけであります。現実のごみ処理の現状を含めて物を考えられる方と、いや、もうごみが出ること自体がおかしいんだ、ごみゼロ社会なんだ。

このことでも別段間違つているわけではありません。しかし、いきなりそこに行き着けるわけではないわけで、そのための現実的なステップも当然必要なわけで、そのことも私どもは計画として持つてゐるわけですから、最終処分場をつくること自体もおかしいんだと、こういう考え方も非常に幅があるわけです。そういう意味では、なかなか現実的な具体的な対応をしていただけなかつたということ也非常に今回の問題が複雑になつてゐる要因ではないかなと思つております。

○緒方靖夫君 ごみをどうするかという問題、いろいろあると思いますけれども、例えば地下水の問題、飛灰の問題、土壤汚染の問題、そうしたデータがやはりきちっと公開されてこなかつた。こうしたこと�이やはり非常に大きな問題を生んだからな、そういうように率直に思います。

次に、標参考人にお伺いしますけれども、私自

身、圈央道や日の出の谷み問題について国会でも質問したり、また何が問題かということを非常に大きな問題点、それからまた法的な欠陥があったなどと痛感してまいりました。

例えば、一度アセスをして、アセスをやり直すべきだということをいろんなデータをもとにしても要求しても、もうやつたからやらない、それで終えてしまう、そういうところにやはり非常に大きな問題点、それからまた法的な欠陥があったということを痛感しております。

その点で、これまで標参考人が取り組んできている中での行政側の問題点について感じられてること、その点と、あと同時に、おとといの質疑でも、話がどんどん極端な流れに行ってしまううえですけれども、例えばはがき一枚分の土地のためにアメリカまで行って補償金を払うのはいかがなものかとか、そういう話になるわけですけれども、例えば補償金の支払い経費の行政側の説明について、問題点等についてあればお伺いしたいと思います。

○参考人(櫻博重君) 行政側の対応の問題で、今アセスというお話をありました。その件についてちょっと事例を申し上げますと、例えば圈央道の場合には、先ほど一つあきる野の事例を申し上げました。圈央道以外に新たに四車線の道路計画をおこなって、狭い地域に十万台の車が入るようになつたけれども、それについて総合アセスメントは要求してもやらないと。こういうことは確かにアセス法とか条例の中の問題じゃないんですね。追加としていろいろなことをやることはどんどんやればできることですから、やればいいだけです。

それから、アセス法が変わったことによりまして、できたことによりまして、例えばS.P.M.が大きく加わりました。それから、騒音も環境基準が変わつて測定方法、評価の方法も変わりました。それから、高尾山でいえば水文調査というのもせっかく、それを加えてやつてくださいと言つただから、それを加えてやつてくださいと言つた

れども、もう終わっていますと言つてやらないといふ。こういうのが一つの行政対応の例ですね。それから、日の出の場合もそうですけれども、アセスメントの中で、必ず類似事例を参考にしていろいろと予測調査をするというふうにアセスの手引に書いてあります。したがつて、私たちには、日の出の谷戸沢の方でシート問題があつたから、二ツ塚の方でもそういう問題が起きたといふから土壤汚染についてちゃんと予測評価をしてくださいと言つたところが、シートは破れないと。だから、それは評価項目に入れませんと。そわで結局やらないというような形の行政対応ですね。

それから大臣が、おとといですか、圏央道については五十七回説明会をやりましたと言うけれども、あれは全部一方通行の説明会ですね。アセスメントのときの評価の説明会、それからあと事業説明会と工事説明会のときは権利者だけを対象にして、沿線の被害を受ける住民は全部シャットアウト、入場禁止とすることと、結局五十七回の中に話し合いは一回もないという、そういう形のものが行政対応で、どちらもはだから何とかしてくださいと。先ほど松さんの方から、インフォーマルな形での合意形成や参加が必要ではないか、私もそう思うんですけども、それが一番正しいかと思うんですけども、現の対行政の場合は、インフォーマルでは相手なつてくれないんです。だから、そこに私は法なちゃんと担保というものをやつてくださいということをお願いしたというわけです。

それから、はがき一枚の問題ですが、これはほども申し上げましたように、これだけの経過あつて私どもがトラストをやるわけですね。しがつて、はがき一枚の問題じやないんです、これは。はがき一枚、それから七億ですか、それから二年半、これが盛んに石原さんが建設省に対し収用法を改正しろというときに言つたまくら言です。一枚の問題じやないんです、そんなことがあります。補償金の支払いは、先ほど申し上げたように

幾らでも工夫すれば安上がりにやる方法はあつたということであつて、問題は質的な問題です。何ではがき一枚の住民運動が起きたのか、そういうことを行政側がどう理解しているんだと。

石原さんは私どもをちやちな人間だと言いましてよ。私は逆に言いますね、石原さんはちやちな知事だと。そういうような形のものが、悪いこと

そういう住民運動や市民運動に対する行政側の中には、かりに言へば申しわけないんではないけれども、大きなあらわれ方をしているということを御理解いただきたい。

○緒方靖夫君

○緒方靖夫君 栗原参考人にお伺いいたします

訴訟などの裁判で争う以外に、行政段階でその非を問う手段が保障されていない、そういう現状があるんです。これを踏まえるならば、事業認定の不服に関する意見を明文化して排除するということは問題ではないかということを感じて、いるんですが、その点についての御意見をお伺いいたします。

○参考人(松尾弘君) 公益性に関する議論というものは、十分にその手続ができる限り保障されるという、そういう手段がふえる、あるいは時間的にも長くなるということは、私はいいことだと思います。

○緒方徳夫君 松尾参考人にもう一つお聞きたいですけれども、先ほど歐米についての事例についてお話をされたけれども、私もヨーロッパで長い間おりまして、こういう事業のときにやはり日本とちょっと比較にならない、ですから比べうがないと思うんですけれども、しかし、いざなうとしてもかなり広く住民の参加と合意をするために相当長い時間かけてやるという、そういうシステムがあるし、またそういう習慣があるといふことを痛感しているんですけれども、比較が大変にくいと思いますし、質が違うわけですけれど、その点で欧米の事例から学ぶべきことがあると

み重ねの上に、具体的にどういう施設をどこに  
くりましょうか、そのときにはどういう補償をし  
てどういう措置をしましょうかということについ  
ては、住民は非常に積極的になるわけです。行政  
についても、従来の蓄積がありますから、それを  
前提にしてお互いに議論が成り立つ。  
やはり、そういう制度的な根深いレベルでの違  
いというのがまだ存在すると。やはり、時間はか  
かるかもしれないけれども、そういうレベルか  
らもう一度考え方直していく必要があると考えてお  
ります。

以上です。

Digitized by srujanika@gmail.com

○繕方靖夫君 栗原参考人にお伺いいたします。  
今度の改正案の中の改正点で、収用手続にかかる膨大なコストが事業計画をおくらせていくといふことで、例えば補償金を郵送で送りつけるのを可能にするとか、収用手続の調書への署名押印を廃止するとか、そういうことが決められております。

私 思うんですけれども そもそも事業者内部の事務処理負担にすぎない問題を、権利者の財産権の収用を簡便な手続によって解決するというやり方、これが本末転倒にならないかなというふうに思はわけですけれども、その点についての御所見をお伺いいたします。

○参考人(東原宣彦君) 今おもしろがっていること、非常にお金がかかるということの事例としてそのことを挙げるのが果たして適當なのかどうか、あるいはもつとほかにお金がかかっているものがあるのかどうか、私はちょっとそこのことろよくわからんんでございますけれども、私はただ一つの例としてそういうものが挙がっているというふうに感じておりますて、それでもつて全体像あるいは改正点の全体のあれを理論化するといふのは、それの一つといふうに理解しておりますが。

訴訟などの裁判で争う以外に、行政段階でその是非を問う手段が保障されていない、そういう現状があるんです。これを踏まえるならば、事業認定の不服に関する意見を明文化して排除するということは問題ではないかということを感じているんですが、その点についての御意見をお伺いいたします。

○参考人(松尾弘君) 公益性に関する議論というのは、十分にその手続ができる限り保障されるという、そういう手段があふる、あるいは時間的にも長くなるということは、私はいいことだと思います。

ところが、同時に、そういう問題がもつと議論すべきその補償の中身の問題の議論を妨げるような、いわばその二つの要請が衝突する場面というのはやはり存在すると思うんですね。したがって、その議論はうまく整理する必要がある。今回の提案が、収用委員会での主張の制限という一つの試みになつたと思っております。

ただ、私自身はこれが最終解決になるかどうかということについては結論は留保したいと思います。これも一つのやり方として、まずは公益性的認定、それから補償の中身についてのそれそれの議論が十分に詰まるかどうかということを見きわめた上で、再度、必要であれば法改正をするという可能性も否定はしておりません。

しかしながら、これは一つのいわば行政側からの問題提起でありまして、時間、コストの問題についてもやはり我々は同じように権利制限を受け認定、それから補償の中身についてのそれそれの議論が十分に詰まるかどうかということを見きわめた上で、再度、必要であれば法改正をするという受けとめております。

ですから、これについても一方的な立場から、それは事業認定の公益性についての議論をより制約するものであるという立場からだけでは判断がつかない。やっぱりそれは総合的に議論する必要があると、そのための一つの提案なのだと理解しております。

○緒方靖夫君 松尾参考人にもう一つお聞きしたいです。されども、先ほど欧米についての事例で若干触れられましたけれども、私もヨーロッパで長い間おりまして、こういう事業のときにやはり日本とちょっと比較にならない、ですから比べうがないと思うんですけれども、しかし、いざなにしてもかなり広く住民の参加と合意をするのに相当長い時間かけてやるという、そういうシステムがあるし、またそういう習慣があるといふことを痛感しているんですね。けれども、比較が大変ににくいと思いますし、質が違うわけですからどちらどの点かということについてお伺いして、わりたいとと思います。

○参考人(松尾弘君) 欧米との比較については住民参加のレベルだけで比較するということはすしも正確な比較にはならないというふうに考えております。

この問題については、例えば計画法全体の比

て、私的な利益とそれから公的な利益の正面面をできるだけ避けるようにしていくわけです。法の段階での公共的な私有財産制限が強力であります。また、例えば土地所有権についても、なかなか財産というのですか、公有財産の範囲が非常に広くあります。

それはどういう機能を果たしているかといふことはほんとあり得ないよつたシステムになつていて。そういうことを回避するために二十年、三十年先を見て計画をしている。

ですから、突然天から降ってきたような計画論をしていく、本来の議論というのではなくて議論すべき問題では本来はないと思うんですから、より長期的な、より計画的な土地全体の中で将来的に生じ得るであろう問題との議論していく、本来の議論というのをそら始まっていると思うんです。そういう議論

す。先ほど、これらの問題については全国どこでも起り得る問題だというふうに言われましたけれども、やはりそのところを行政の知恵と工夫でなくしていくことが行政の責任ではないかとうふうに思います。

したがって、住民との合意形成をしていく場合に、一つは議会があると思います。一つは住民の要求に対してどのように具体的にこたえていくかという行政側の説明責任というのもある。その方法をめぐつていろいろ混乱を生じていると思うのであります。私は、全國どこでも起り得るということではなくて、どのように行政をやつていけばこのような問題が起らないのか、どう考えおられるのかお伺いいたします。

○参考人(石川良一君) 私どもは、先ほど来、遮水シートの汚水漏れがあつたですとか、データを出さないとかそういうようなお話をありましたけれども、全くそういうことはありません。また、汚水漏れがあつたというような事実もありませんし、またデータもありません。情報公開についても、地元の自治会の皆さんに対しては三ヵ月ごとにきちっと答えてやつてきております。そういう住民参加という意味でのやるべき手続というのは、きちつとやはりやつてきているというふうに思っています。

ただ、先ほど来お話をしておりますように、事実でないものを事実であるかのとく話が拡大をしていて、反対運動が全体へと広がつていった

と。その場合の私どもの対応としては、当然その運動をされている方たちとも話し合いをやつてきております。また、各自治体の中でも当然各種の議会があるわけですから、その議会の中でも議論がされてきているわけであります。しかし、その場合のどこを合意形成すべきなのかという意味で言えば、基本はやはり日の出町の議会であり、あるいは町であり、あるいは地元の住民であるといふその基本というのはやはり当然踏むべきままで第一義的な対応であったんだろうと思つております

すし、またそのとおりやつてきたわけであります。

しかし、それ以上に拡大をした運動に対してどう対応すべきのかということについては、私どもからすると、いわば反対のための反対、造反有

理、ただ造反をするということだけに終始するといふことです。それに対する対応というの

はなかなか難しい。しかし、私どもとしては、最大限理解をしてもらうために情報もすべて公開をし、話し合いも最大限応じてきたわけです。

ただ、残念ながら実力行使に出てくるという段階で、もうこれはそれ以上話し合いは無理であります。

しかも、訴訟も何件も抱えているわけでありますので、その段階で、話し合いという方法はもう難

しいということについては平成十年の段階で最終的に決断をしてきた、そんな経緯でございます。

○測上貞雄君 もう少し時間があればというふうに思うんですが、申わけありません。

ですから、さつきの公益の概念ということと関係いたしますけれども、そこに住んでいない人

にとって公益の概念に関係するというのがある。私は、さつきステークホルダーという考え方があり、利害関係人というふうに考えた方がいいんじゃない

かということを申し上げたわけでございます。ですからこのことに関して、いわゆる世間で言われ

ているような住民運動に応じた新しい対応を考えるのではなくて、むしろやはり利害関係者の調和、

調整あるいは合意形成というふうに考えていった方がいい。

ですから、先ほどちょっと調べたんですが、例えば「公聴会」というところについて何と書いて

あるかと思ってもう一度読み直してみたんです

が、「公聴会を開いて一般の意見を求めなければならぬ」。というのがその改正案です。だから、

こここのところは「一般の」と書いてあつて住民とは書いてないわけでござりますが、私は、ここ

のところをより私なりの解釈をすれば、ステークホルダー、利害関係人と呼ぶ、その人たちがいろいろ情報をもらつたり意見を言つたりなんかすると

いうような仕組みをつくつていく。それに、改正案は若干今よりはよくなつたのかなという感じがしておりまして、妥当だということを申し上げた

わけでございます。

○測上貞雄君 次に、松尾参考人にお伺いいたしましたが、「土地収用法の精神」の(1)から(3)までの

ことについて、いかに具体的にこれらの問題につけておきます。

いうのが私の根本的なスタンスでございます。

そして、今言われたことと新しい対応というの

は、ちょっとお答えにならないかもしませんけ

れども、例えば先ほど盛んに言われている住民参

加という問題について、標準参考人から住民とい

うのは何だということを規定しなきゃいけないよと

いうお話を出ました。私は、それは全くそのとお

りだと思うんですが、住民というのは、場合によつ

たら住民という考え方でこの土地の問題を考える

こと自身が非常な誤りをする可能性があるわけ

です。

ですから、さつきの公益の概念ということと関

係いたしますけれども、そこに住んでいない人

にとって公益の概念に関係するというのがある。私

は、さつきステークホルダーという考え方があり、利

害関係人というふうに考えた方がいいんじゃない

かということを申し上げたわけでございます。

そこで、次に栗原参考人にお伺いをいたします

が、社会経済情勢の変化に応じた見直しが必要だ

と。その一つの特徴的なお話をとして、公から民、

民から公への新しい概念と。新しい概念といった場合にどのように理解をしておけばいいのかといふ

うふうに思つてます。

○参考人(栗原宣彦君) 新しい概念と申します

が、私の考え方とは官とか民とかいうものの間に

新しい合意形成は、具体的にどのようにやつてい

うふうに思つてます。

○参考人(栗原宣彦君) 新しい概念と申します

が、私の考え方とは官とか民とかいうもの間に

この点については、まず一つは、土地の収用をめぐって從来さまざまなもの問題が生じましたけれども、そういうさまざまな問題、過去の経緯について決して我々は忘れてはならない。過去どういう事件についてどういう交渉プロセスがあつて、どういう結果になつたか、その一つ一つの積み重ねの上にやはり進歩というものがあるのではないかというふうに考えます。ですから、現在問題になつているごみ処分場の問題についても、今議論しているいろいろな議論の対立とか認識の不一致とか、そういうものについても十分に踏まえて次の問題を考える。

いて、行政側は結果だけしか知らせない、だからその結果に對して不満だから要求をする、いろいろな調査をやつてくる。それも一顧だにしない、こういうお話をございました。したがつて、これから先の新しい行政のあり方というのを私ども反省しなきやならないなどいうふうに思いながらお話を聞いておりました。

番目に小さい自治体で、最終処分場などは当初から自分の自治体の中を持つことができませんでした。昭和五十九年までは私たちも福城市が最終処分場ということで泊江のごみも処理をし、埋め立てをしてきたわけであります。ところが、都市化が進展をしてしまって、私たちも自治体の中にも、もちろん泊江のごみのみならず私たちのごみ自体も処理するスペースがなくなつてきました。そういう意味では、都市政策そのものが後追いであつたことは事実だと思います。

それからもう一つの、市民社会の問題というふうに申しましたけれども、結局これは権利の保障うであります。そこから権利の制約ということについてもやはり市民が自分で判断して、しかも直接的に一遍に集まって判断できない問題については行政が介在していく中で合意形成をしていく、そういう訓練を積み重ねることなしには公共的な意思決定ということはできないのではないか。それを象徴的に表現したのが市民社会という言葉であるということであります。

以上です。

それから、その次には、今度はその裁定委員会では十分に議論をさせる、起業者とそれから権利者の間でもって議論をさせる。それには裁判形式が一番いい。つまり、裁定委員が裁判長なりあるいは仲裁委員の立場に立つて双方の間でどんどん議論をさせて、そしてそれについて裁定委員が判断を下すというそういう仕組み、まだ細かいことはいろいろありますけれども、大ざっぱに言えば、そういう形の中でやれば中立公正、透明な形で判断していくだけれど、それならばその結果がどう出ようと私どもとしてはそれには潔く服する、そういうつもりでおります。

も、その辺について、中には反対のための反対だなと思われるようなところもあります。それについて、住民との対話で大変苦労されたと。結構なんですけれども、ではそこがだめならどこへ持っていくかというところの知識といいますか認識というか、国民に足らないと思うんです。その辺をおやりになつてみてどう感じたか、お伺いしたいと思います。

○参考人（石川良一君） 先ほど、一番最初にお話をさせていただきましたけれども、今、多摩川衛生組合という一部事務組合の管理者も務めているんですけれども、例えばその組合の一自治体として狹江市というのがございます。これは全国で三

ついては普通に用地買収をすることができたわけ  
でございます。わずか四百六十一平米のことと関  
しての収用という手続をとらざるを得なかつた。  
これは、先ほど来お話をしましたけれども、地権  
者がどんどんふえてきてしまつたと。しかし、手  
続をやらなければ、このわずか四百分の一の面積  
ですけれども、全体の六分の一の容積が使えなく  
なつてしまふ、三年分の最終処分の延命がおくれ  
てしまうこんなこともありますて、やむを得ず  
私どもとしてはこういう手続をとつてきたわけで  
あります。そのために大変なお金をかけてきたこ  
とも事実でございます。

データの話がありませんたけれども、これは單年

この点については、まず一つは、土地の収用をめぐつて從来さまざまな問題が生じましたけれども、そういうさまざまな問題、過去の経緯について決して我々は忘れてはならない。過去どういう事件についてどういう交渉プロセスがあつて、どういう結果になつたか、その一つ一つの積み重ねの上にやはり進歩というものがあるのではないかというふうに考えます。ですから、現在問題になつたがつて、こういう問題についての十分な記録であるとかそれぞれの交渉の過程について、決してこれは忘れずに次の問題に結びつける。こういう問題が今後どんどん起つてくるであろうといふことは予測されるわけですから、できれば、法制度的に必要とされていること以外の問題についても、できるところから、そういう計画が必要などころについては住民と行政との間ですぐにでもいろいろな対話を始めるということが重要であると思います。結局、そういう事例の一つ一つの積み重ね、特に迷惑施設については、そういう一つ一つの事例解決の仕方というものをレビューする中で改革があり得るのではないかというふうに考えております。

そこで、恐らくそういうものが積もり積もつてきて、事業認定者に対する第三者機関の設置をとらうふうに主張されました。この第三者機関の設置のあり方、それは中立公正でなきやならないと思うのですが、従来の運動を経験して出てきた第三者機関といふのはどうのようにお考えになつておるのか、お伺いいたします。

○参考人(標博重君) 先ほど時間がなくてその中身を御説明できなかつたんだけれども、私どもが考えております第三者機関というのは、先ほど申し上げた行政組織法第三条に基づく独立行政委員会で、その委員の選考は国会で決めていただくということです。国会で決めるという場合には、各党なら各党からそういう委員を推薦してもらおうか、あるいはこの場合は政府の方から委員を選任してもいいけれども、その委員について適格性を国会でとにかく審査をしていただいて、それでその裁定委員は決めていただくということです。ま

○田名部匡省君 私は無所属の会の田名部匡省と申します。石川参考人にお伺いしたいんですが、経済の発展に伴つて日本全体に問題が発生しているんです。ね。公益といつても地域の広い公益もあるし、例えばかりで、私は青森県ですけれども、田子町というところへ千葉県とか都会のごみがどんどん来て大問題になつたことがあるんです。ですから、公益と一口に言つても、ごみによつてはいろんなところへ動いていくわけですから、そういう難しい問題もあるし、何よりも私は都市政策のあり方に問題があつたと。そういう場所がないところに人口がどんどんふえていつて、後になつてから問題が起きているというのがあると思うんですね。言つてみれば家を建てたがトイレがない家みたいなもので、そんな状況で、今、日本国内でこの問題が大変騒がしくなつてきた。

大間町、東通村に今原子力発電所をつくろうといふんで、一坪運動というのが起きているんです。あれを見ると、やっぱり事前にもつと土地の所有者、私は順序が違うと思うんですが、土地の所有者が合意できないところに幅広く集めてみてもなかなかこれは前へ進まない。そこができなかつたらそれはもうあきらめざるを得ないんですけどれども、その合意がある程度見通しが立つたところでその地域の住民というのならわかるんですけどれど

番目に小さい自治体で、最終処分場などは当初から自分の自治体の中に持つことができませんでした。昭和五十九年までは私ども稻城市が最終処分場ということで柏江のごみも処理をし、埋め立てもしてきたわけがあります。ところが、都市化が進展をして、私ども自治体の中にも、もちろん柏江のごみのみならず私どものごみ自体も処理するスペースがなくなってきた。そういう意味では、都市政策そのものが後追いであったことは事実だらうと思います。

例えば、多摩ニュータウン事業は大きな開発計画で、現在も進んでおりますけれども、このニュータウンをつくるに当たって最終処分場の計画というものは実はなかつたわけあります。あそこで生活をする人たちから出る最終処分はどうするのか、ということが都市政策の中できちつと位置づけがされていなかつたということも、これも事実でございます。

そういう意味では、都市政策全体の問題が最終処分といふ、これはもう一般廃棄物につきましては私ども自治体が処理をしなきやいけないという義務づけがあるわけでありますし、常にその最終的な責任をとらなきやいかぬということで、日の出の皆さんにお願いをして今回二つ目の処分場をつくってきたわけでござります。

その際、私どもは四百六十一平米以外の用地に

○渕上貞雄君 最後になりますけれども、標参考人にお伺いをいたしますが、ずっとお話を聞いて

○渕上貞雄君 ありがとうございます。

んですけれども、例えばその組合の一自治体として柏江市というのがございます。これは全国で三

とも事実でございます。

一六

度で二億五千七百万円使ったわけではありません。これは、平成八年から十二年度まで毎年度の、全体としてそれだけの費用がかかったということありますので、決して突出してむだなお金を使つたということでは全くありませんで、その辺をぜひ御理解いただければと思つております。

○田名部匡省君 栗原参考人にお願いしますけれども、公共性、公益性の理解度を高める必要が私はあると思うんです。一般に、自分に関係ないことは余り関心がない。自分のところにできるものについては賛成だ反対だというのは起きるんですけど、今も石川参考人にお尋ねしたんですが、そういうときに、自分のところは嫌だがよそへ持っていくのはいいということでは、私はなかなかこれは難しいんだろうと思うんです。

そういう意味で、住民参加という、先ほどもお話をあつたんですが、利害関係との調整をどうするか。例えば、ごみというのはみんな家庭から出るわけですから、どこかにやらなきやならない。みんなが自分のところは反対だと言つたら、これも、その間に、みんなどうしようもないかというと、せめてマスコミがもう少し頑張れば、私もマスコミで働いておりましたから、マスコミが頑張らなきやならないということ。それから、先ほどもう一つ、NPOとかNGOということを言つたのですが、NPOとNGOというのは、これは恐らく余り期待できないということの方が多いかもしませんけれども、こういったような人たちの成熟というのか、それを待たないといけないといふ気がいたします。

ただ、それが先ほどから言つてあるような、迷惑施設はすべて断るというようなことを住民投票で決めてしまつていうようなことになると、私はうの何か、好ましくない方向に行つてゐるわけござりますけれども、ごみ処理場が多分できないといふことでごみ処理費がどんどん高くなつて、しかも遠くへ運んで一部の事業者をもうけさせるといふのが何か、好ましくない方向に行つてゐるわけござりますけれども。ごみ処理場に始まり、例え東京の場合だと、東京の南の方と申しますか、神奈川県に近い方のところに物流施設と申しますか、トラックターミナルみたいなものが必不可少なのにこれもできない。できないものは数えていくと幾らもあるわけでございます。

○田名部匡省君 株参考人にお願いしますけれども、国は将来というのは大体見えてると思うんですね。政府は。ところが、住民の方はわからぬ。この差が余りにも大き過ぎまして、ですかでございますが、松尾参考人は市民の意識といふものの成熟のようなことをおっしゃつておられると私は理解するわけでござりますけれども、自分のこところでなければいいんだよということは、これはどなたもおっしゃる。しかも、これから考えてみますと、恐らく幼稚園はできるかもしれないけれども、住民投票をやれば、例えば老人施設と申しますか、介護保険に伴う何かみたいなものまで恐らく住民投票をやれば拒否されてしまふ。何もできなくなつちやうということが、好ましいかどうかは別にしまして、間接民主主義を直接民主主義が否定するというのか、國家統治よりは住民あるいは住民による立法あるいは住民による条例づくりというようなことが望ましいというのはこれは間違いないわけでござりますけれども、その間に、みんなどうしようもないかというと、やつぱりあれもこれも必要だということです。我々はそう認識するんすけれども、そうでない人々は、そんな危ないものを持つときやがつてと、こうなるので、受益負担のお話もありましたが、この辺も含めてどうお考へになるか。

○参考人(栗原宣彦君) おっしゃるように、ごみ処理場なんというのは、恐らくそのところにつくられた人以外はほとんど関心を持たないのでないといふと思います。先ほどからお話しになられたように、今の状態はごみ処理場が多分できないといふことでごみ処理費がどんどん高くなつて、しかしこれが先ほどから言つてあるような、迷惑施設はすべて断るといふことを住民投票で決めてしまつていうようなことになると、私はうの何か、好ましくない方向に行つてゐるわけござりますけれども。ごみ処理場に始まり、例え東京の場合だと、東京の南の方と申しますか、神奈川県に近い方のところに物流施設と申しますか、トラックターミナルみたいなものが必不可少なのにこれもできない。できないものは数えていくと幾らもあるわけでござります。

○田名部匡省君 標参考人のお話は私もよく、そういうところはあるなど、いろいろあります。ただ、最後に、情報公開なり誠実にやつてくれる反対運動が起つて、本の理由は何なのかということなんですね。もちろん、その中には迷惑施設だといふことがあるかもしれませんけれども、実はその反対運動の原因と、それは非常にさまざまなものがあると思うわけです。先ほど来出ている行政側の対応、情報公開の仕方、それから事実認識の食い違い、こういうことが積もり積まざまなものがあると思うわけです。先ほど来出たところをやがて、時間の経過あるいは意識の変遷で、せめてこの改正法に基づくような、これまで決めてしまつていうようなことになると、私はうの何か、好ましくない方向に行つてゐるわけござりますけれども。ごみ処理場はすべて断るといふことをやがて、時間が経つたなど。ですから、そういうような意味で、せめてこの改正法に基づくような、これ

ような手段を設けていかないといけない。その先に、迷惑施設イコール住民反対というふうにならない結果だつてあり得ると思うんです。

つまり、どこかに必要だというその意識が非常に広まつて、十分に議論を尽くして、そしてそこに補償と、それから影響をなるべく少なくする措置、あるいはミティゲーションの問題、それから住民はわかる。説明しても、利害関係ばかりに立つて、全体のあるべき姿というのまではわかつても覚えなくて、私は非常に難しいなど。

特に、迷惑施設ほどこれ重要なんですね。本当にどうしようもないものばかりですよ。特に私は原発なんというのは、あれがなかつたら、じゃ石油だけに依存して、石油がどんどん上がつたら日本の経済が今度はどうなるか。いろいろ考えると、やつぱりあれもこれも必要だということです。ですから、そのうまい好循環を生むような努力を我々はすべきであつて、迷惑施設なのでどちらかでやがて、迷惑施設などのどこにも持つて行き場がないんだというふうに最初からあきらめるべきではないというふうに考えておられます。

そこで、迷惑施設が来るという、例えば住民の反対運動が起つて、本当の理由は何なのかと、そこには前進まなかつたんですが。いずれにしてもこれは避けて通れない問題であつて、反対のお立場はわかりますけれども、だれかがやつぱり責任がなかつたという話をしたんですが、なかなかこれが持つてやらなきやならない。

もう時間ですから終わりますけれども、アイスホッケーのオリンピック選手でカナダへ行つたときには、学校を昼、夜使つてるので定時制かと聞いたら、そうじやなくて、住民投票させたら、一人幾らかかる、反対というので昼、夜学校を使つていると。ああいうのを聞いて、あんな若いときにびっくりしたことがあるんですけれども。

卷之三

どうぞ、その先の責任も持つて皆さんも参加して、ではどこならばいいのかということをひとつお考えを待つておやりいただきたい、こう思いま

（参考人）参考人（標博重君） 今のお話ですけれども、私はもつと代替案というものを持つてみんなで検討するが、どうですか。それについて御感想を。

しなくちやいけないと。例えば日の出ならあそこの廃分場しかないのか、それからもう一つは、最終於処分場がなければ多摩のごみは処理できないのか、そういう基本的なところについて代替案をみんなで出し合って検討すると。私どもはちゃんと

私は福島県のいわき市の出身といいますか、今住んでおりますが、産業廃棄物が捨てられたりして結構有名になつてゐる町です。近くに原発がありますが、割合早いときに地元のコンセンサスを得て原発がつくられた。それで、その経過などを見ていて、やはり一つは、今いろいろ議論はあつたところであります。が、ごね得みたいなそういうような動きも出てくるんですね。ですから、非常に補償費が低くて済んだ。後になるほど補償費が高くなつていくみたいなどころもありますね。

は、ごみゼロ政策を出したんですね。多摩においてはごみゼロ政策をやろうじゃないかという代替案を出しました。それは一  
つは徹底した分別、それから減量、そういうこと  
を積み重ねていくことによってごみゼロ政策は実  
現できるんです。現に小平市とか東村山市は市と  
してごみゼロ政策をはつきり出してるんです。  
ですから、そういうことについて論議をして、で  
はそれがどういう方法をとつたらごみゼロ政策  
ができるのかという具体的な政策も私たちはちや

私は福島県のいわき市の出身といいますか、今住んでおりますが、産業廃棄物が捨てられたりして結構有名になつてゐる町です。近くに原発がありますが、割合早いときに地元のコンセンサスを得て原発がつくられた。それで、その経過などを見ていてますと、やはり一つは、今いろいろ議論はあつたところであります。ごね得みたいなそういうような動きも出てくるんですね。ですから、非常に補償費が低くて済んだ。後になるほど補償費が高くなつていくみたいなどころもありますね。

これは、例えば空港の建設とかそういうところを見ても、そういうことがなかつたとは言えない、そういうことも起り得るということじやないかと思つております。これは利害相反する人たちがどうやってコンセンサスをつくるかというところでその入り口論があるわけですが、やはり人間対人間の話ですから、その最初の入り口を大事にしないと大変なことになる。ということは、例えば成田空港の問題だって一つの典型的な例ではないかと私は思つております。

ところが、その話に乗ってこられなかつたという  
ことがあります。  
ですから、さまざまな代替案の中で話をしている  
には必ず解決策は出てくる。それまでの間の経  
過措置は経過措置で考えればいいんです。ごみゼ  
ロ政策などというのは一遍にできるものじゃあり  
ませんから、何年もかかります。では、何年もか  
かっている間、出ているごみはどうするんだと。  
それならそれで、経過措置としてそれでは小さな  
専分場をつくるか、あるいは各市ごとに保管庫を  
つくってそこに一遍保管をするかとか、そういう  
ごみ収集案があるんですね。ですから、私どもの方は、  
お話しのように行政は先が見えているけれども  
住民は見えていない、それは反対です。申し上げ

私は福島県のいわき市の出身といいますか、今住んでおりますが、産業廃棄物が捨てられたりして結構有名になつてゐる町です。近くに原発がありますが、割合早いときに地元のコンセンサスを得て原發がつくられた。それで、その経過などを見ていてますと、やはり一つは、今いろいろ議論はあつたところであります。ごね得みたいなそういうような動きも出てくるんですね。ですから、非常に補償費が低くて済んだ。後になるほど補償費が高くなつていくみたいなところもありますね。

これは、例えば空港の建設とかそういうところを見ても、そういうことがなかつたとは言えない、そういうことも起こり得るということじゃないかと思つております。これは利害相反する人たちがどうやってコンセンサスをつくるかというところでその入り口論があるわけですが、やはり人間対人間の話ですから、その最初の入り口を大事にしないと大変なことになる。ということは、例えば成田空港の問題だつて一つの典型的な例ではないかと私は思つております。

そこで、一番最初に石川参考人にお伺いしたいんですが、行政サイドの対応のまずさというのがいつも言われるんですね。行政サイドは、全面的にやれることはやりましたと、こういうことになると場合が多いんですが、やはり松尾参考人からもお話しありましたように、インフォーマルなコンタクトといいますかネゴシエーションといいますか、そういったものも非常に大きな意味を持つ場合がありますね。実際そういうことが行われている例もあるわけですが、そういった観点から考えて、行政サイドとしてこういう問題への対応について、これまでの問題は別にしまして、これから対応についてもつと前向きいい手段があり得ないかどうかという点について、一つお伺いしたいと思います。

○参考人(石川良一君) まず結論から申し上げますと、今回の収用法の改正の中で、今お話ししされた内容というのは盛り込まれているというふうに

卷之三

思っております。

いかがですか。

も、そうかなと思います。  
それで、いろいろ理論立てたりあるいは説得をしたり、説得もいろいろ技術がござります。確かに

に役所というのには余り説得がうまくないというのはよくわかりますが、それでもって相手を納得させたりあるいは意見を翻させることが可能かなと。私は可能じゃないのかなと。例えば、さつきからオオタカと言いますけれども、オオタカ一羽

思っております。

然これはあり得たと思います。  
そういう意味で私どもがやらなきやいけなかつたこととしては、その理解が残念ながら完全に漫透し切れなかつたと。そこから本来であれば議論が進んでいく、その上で私どもとしては、当然次の処分場というものはもう多分難しいだろうと。ですから、最終処分場を必要としないごみ処理の技術開発あるいはリサイクル等々についても現在は努力しておりますし、そういう方向に向かって

そういう意味では、向かっている方向は同じであります。

○戸田邦司君 栗原参考人にお伺いしたいんです  
が、公益性に対する認識といいますか、共通の認  
識が持てるかどうか、そこが一つのポイントにな  
るだろうと思うんですが、公益性といいましても  
世の中が変わつていけばだんだん変化していく、  
これも当たり前の話。人間の価値観も変わつてい  
く。その中で公益性に対する共通の認識を持ち得  
るかどうか、そこが一つの大きなポイントになら  
うかと思いますが、私は、だんだんそういう意味で

は公益性に対する認識というのは時代的には難一くなつていくのかなど、こう思つておりますが、

○参考人(栗原宣彦君) 私もその御意見、悲観的過ぎるとおっしゃられるかもしませんけれども、そうかなと思います。

それで、いろいろ理論立てたりあるいは説得をしたり、説得もいろいろ技術がござります。確かに役所というものは余り説得がうまくないというのはよくわかりますが、それでもって相手を納得させたりあるいは意見を翻させることが可能かなと。私は可能じゃないのかなと。例えば、さつきからオオタカと言いますけれども、オオタカ一羽いることを、影響を及ぼしちゃいけないんだよということには理論的な説得は多分できないのではないかと思うんです。

確かに、オオタカ一羽の方が大事だという価値観は私ははあるんだと思います。それで、それに対して何を言つても人間というのは新しい種をつくることができないんだから、オオタカ一羽でも殺したりあるいはそれに影響を与えたりするような事業はやめるべきだというのに對して、例えばごみゼロというのは、私はごみゼロは実現するのなど、これもかなりあれなんですが、何かあると必ず、例えば三割なら三割減らせ、あるいは埋め立てができないならば当然その前にごみを減らすことをお考えなさつたらどうですかといふ議論が起るわけですが、これはできないかどうかは別にして、限りなく少なくしていくことは可能かもされませんけれども、オオタカみたいな議論に対しては、私は無理というような気がします。

そうすると、人間は何が大切なかということに対しても違う価値観を持つてゐる人たちが存在するときに、やはりそれはちょっと話し合いといふことはできない。だから、いわゆる事業認定だとか収用だとかいうようなことをやらざるを得ないのかなと思っております。

ただ、そんなことを言つたって、人間が公益性だとか公共性を考え出してからまだほんのわずかしかたつていないのでございまして、その前は、日本だって国家のやることはすべての人が反対で

きない、あるいはそれに従うというのが正しいと  
いう時代がずっと長い間続いたわけでござります  
から、まだそんなに悲観することはないよと。あ  
るいは、その解決を求めていくということは必要  
だと思いますが、場合によつたらこういう収用法  
というようなことで動いていかざるを得ないん

る制約の強さというのが、実は両方強いというのが欧米の特徴である。これはなぜ矛盾しないのかという問題があると思うんです。

ういう、そういう動きがやはり底辺にないといふ議論しているような土地収用法の本来のあり方についても解決が見えてこないのでないかと

○戸田邦司君  
○島袋宗康君  
二院クラブ 終わります

・自由連合の島袋宗康

結局これは、実はより豊かな公有財産の上に乗っかっている私有財産ほど非常にやつぱり価値が高いということを経験的に知ってきたからだ

○田邦司君 時間もありませんので、最後に標  
いうふうに考えております。  
以上です。

でございます。  
きょうは、四名の参考人の方々、大変御苦労さ  
までございます。

じゃないかと思つております。  
○戸田邦司君 私はかつて北欧に住んでいまして、やはり似たような話をあります。それで、環境問題に物すごくさういひます。一般的の人はあんなばかなことを言うんですが、環境問題だけは仕方ないと、こういう共通の認識ができるんです。

部性がふえていく、そういう形で私有財産と公有財産との関係というのがだんだんうまい形で形成されてきたというのが欧米社会の特徴だと思うわけです。

ないんじやないかななどいう気がしておりますのは、例えばフランスなんか考えますと、パリで幾ら土地を確保したつて一軒家なんか絶対につくらせませんよね。一戸建ちの家なんかない、ほとんど。大統領官邸か日本大使公邸かと、こう言われているぐらい。

ですから、町づくりとかそういうことに対するするコンセンサスというか、非常に厳しい前提がある中でそういうような住民参加型のプロジェクトが進められていく。そういうことですから、単なる住民参加じゃなくて、その前に非常に厳しいいろいろな問題が出て来る。一つは建築規制といふもので、これが結構厳しい。もう一つは、

いろいろな条件が課せられている。その前提でそういう計画が進んでいるということではないかと思ふりますが、いかがでしょうか。

したがつて、最終的分野にして、それから世界第一の問題にしろ、我々が必要となるであろう予測で、きる問題については、行政の側も、それから市民の側もあらかじめそういう問題提起をしていつて、今から二十年先、三十年先を考えておきましよ。

私は申し上げているので、ぜひとも四法案まとめてやつていただきたい。特に、事業法が非常に問題が多いですから、あそこには住民参加が今保障されておりませんから、ぜひよろしくお願ひしておるよ」とことばを述べました。

まして不ともかうべくを隠していくところに、こんな事実はありません。また、明らかに環境に影響を与えるような汚水漏れがあつたというような事実もございません。

最後のところで、今回のトラスト運動がごみの

第十部 國土交通委員會公議錄第一十二号 平成十三年六月二十八日

減量化等を進めていたる要因になつてゐるといふお話をありましたけれども、私どもは当初から、今回のこの処分場を進めるに同時に、さらに、ごみの減量化あるいはリサイクルを進めながら、最終的には処分場を必要としないようなごみ処理の方法はどうあるべきなのかということについて、現在も新しい事業も計画をしておりまして、このこととトラスト運動とは直接のかかわり合いはないというふうに思つております。

むしろ、莫大な都民の経費を投入してきたといふこと、そのマイナス面、そして、いわば私権と公益とのかかわりが非常にアンバランスであるというような状況もあるわけでありまして、そういう点については今回のこの法改正によって是正されるのではないかなど、そのことを大いに期待しております。

最後に、一般的なお話をとして言わせていただきたいと思います。これはやはり非常にそこに住む住民の皆さんの価値観あるいは利害も錯綜している、そんなことで事業を進める段で断念をする、あるいは非常に時間を使つて長い間を長くかけざるを得ない、そういうことが結果として都市部の基盤整備が非常におくれている大きな私は要因になつてゐるといふふうに思つております。そういう意味では、この私権といふは公益とのバランスというものをもう少し見直しをしていく必要があるといふふうに思つております。そのための今回の法改正といふものは一步前進といふふうにとらえております。

○島袋宗康君 時間がないので先に進みます。

標参考人にお伺いします。

今回の土地収用法の改正案に対して、最も問題だといふふうに思われた点はどういうところですか。

○参考人(標博重君) 第一点は、事業認定者、これをやはりあくまで公正中立の第三者にするといふことが、收用法に関して言うならば、そのところは一番の大きな問題点と。あの取扱手続の

中の問題については、いろいろ合理的な解決が住民と行政との話し合いの中であるだろうと思つております。その一点だけは私どもとしては何としても変えてほしい、そう思つております。

○島袋宗康君 標さんの資料の中に、收用手続に説明会・公聴会等を義務づけています。透明性を高めると想するが、認定権が自作自演である限り、これらは通過儀礼となり得る可能性がある。これは、私、非常に痛感するところでありますけれども、沖縄の米軍用地の強制使用の問題で公聴会が開かれましたけれども、まさしく、当時、私は特別委員会に属しておりまして、この通過儀礼と

いうものをつくづく感じ取つた一人でございますので、その辺について、本当にこれは透明性が高められる可能性があるのかどうか、その辺をも、そういうふうなことについてはまだ十分でないかもしれません、感ずるところがあればお示し願いたいと思います。

○参考人(標博重君) 先ほど申した、事業認定者をそのままにして、いろいろ認定の手続の中に新しい手続を加えました。私は、あえて行政不信という言葉は使いたくはないんですけれども、現在の日本の官僚機構や日本の法制度の仕組みの中で、いきますと、せっかくそつやつて並べて、メニューはつくつていただきましたけれども、その運用が果たして本当に公正中立、透明にやつていただけるのかどうなかということを極めて疑問に思つております。

今、東京外環でP-I方式を取り入れて始めましたけれども、その中の住民説明会の中にいきなりもう建設省、国土交通省は、たたき台という、ほんと地下案をいきなり持つてきちゃうんですよ。住民たちは、たたき台、原点からやるといふんだから必要性から始まると思つたら、そういうふうに、最近の例でもそういう例もあるなれば、そういうふうに思つて見ていくか、そういうふうに思つて見ていく形でぜひ進めていくべきだといふふうに思つております。

○島袋宗康君 もう一点ですけれども、土地収用

ります。

○島袋宗康君 松尾参考人にお伺いいたします。

先生の、五項ですか、「土地調査・物件調査の

作成に関する市町村による代行署名」というふ

うなものが、これはこれからこの土地収用法がで

きた場合に、こういった手続というものは行われ

て、そして県収用委員会においてちゃんと行われ

るのかどうか、その辺についてちょっと御感想を

お聞かせください。

○参考人(松尾弘君) この補償手続の合理化の問題については、先ほどもちょっと問題になりまして、たれども、果たしてそれが最終案かということはまだ見えていないのではないか。ですから、今回の改正案が最終解決であるといふには私も考へておりません。

つまり、行政の側のいろいろな提案がある。それに対し、例えばトラスト運動という問題提起がある。それに對して、再び行政の側からの問題提起がある。果たして、そういうやり方の中で実際にその手続がどういうふうに動いてどういう結果を生んできたのか、それを次に見ようではないか。それが実は弊害を生むのかあるいはうまく動くようになるのかということについて、法律ができるそこで終わりではなくて、むしろそこから検証が始まることになります。それについては両当事者の側で、より厳しくなるのかということについて、法律ができるそこで終わりではなくて、むしろそこから結果を見ていく。その一つのたたき台であるというふうに考へております。

ですから、これについても法制度上の構成についてやはり限界があると思うわけです。先ほども標参考人の方からお話をありましたように、やはり運用の実質といふのをどこまで信頼性を持つて見ていくか、そういうふうに思つております。

○島袋宗康君 最後に、栗原参考人にお伺いいた

法の運用に当たつて、よい政府という、グッドガバメントというような表現をしておりますけれども、その点のお考え方について、御説明いただきたいたいと思います。

○参考人(松尾弘君) よい政府という言葉の中には幾つかの意味があると思うんですが、一つは最近の市場システムの構築、つまり契約の執行であるとか再配分ということについて、非常に強い政

府ということが一つあると思います。それからもう一つは、行政の効率化というところにもあらわされていますように、効率的な政府という点が第

二の内容にあると思います。そして第三に、それは非常に良心的な政府といふんですか、例えば一

つの意思決定についても民主的な手続を可能な限り模索する、あたかも行政上の措置についても自

分自身の問題であるかのように意識してやつてい

く、そういう意味での良心的な政府、正義にかなつた政府。そういうことが一つになった概念である

といふふうに考へております。

しかも、この三つの問題はばらばらな問題ではなくて、我々はやはりあるときには非常に強い政

府、頼りがいのある政府を必要としているわけ

です。ところが、そういう政府は強い権力を持つと

権力の逸脱とか乱用ということもあり得る。それ

をどういうふうにコントロールするか。そこで、

より正義にかなつた、あるいは良心的な政府が必

要である、そういう問題が実は不可分であるのだ

と。だから、ある場面では国家に対する反対し、

ある場面では国家に依存する。実はそれはトータ

ルな問題として見ていかなければならないではない

のか。それが、まさによい政府であり、よい市

民の対応の仕方であるという意味で使っておりま

す。

以上のとおり評価すべき点についてお触れになつて、改正案で評価すべき点についてお触れになつて、改正は前進であるとの御意見を述べられておりましたけれども、改正案の成立後において、

なお改善、検討の余地があるとお考えになつておられるようありますけれども、その改善策といふのはどういう御意見なのか、お伺いします。

○参考人(栗原宣彦君) まず、私は、前進で妥当だと思うのでござりますけれども、心配してないわけじやないわけです。

例えば、事前説明だとか公聴会といったつて、これをどういうふうにやるのか、これから恐らく詰めていかれるんだと思ひますけれども、やり方によつては今までとそんな変わりないというか、あるいはほかのやり方、例えば私が関係したあれば、大規模小売店舗をつくるときに地元説明をやるんですね。それから地元で商調協とそれで協議する段階がある。それでもつてどうするか。あるいはそれに地方公共団体が意見を言う。一応、仕組みがいろいろになつてできましたですが、このことについても、だれが意見を言うのか、あるいはだれが代表なのか、そしてそれをどういうふうに扱うのか、あるいは反対がいたとき、あるいは賛成がいたとき、それは圧倒的にどういうような比率ならばいいというふうに考へるのか。そういうふうなことを、恐らくこれからだつて相当考えなければならないと、先ほど通過儀礼になる可能性も非常にあります。

それから、私がさつき言つたのは、そもそも私の主要な考え方は、公益事業とか公共事業といふのは変わらんだから、それについてもやはり考えていかなければいけないよと。それで、今のところは自然環境の問題だけが出ていますけれども、私は第四条の収用、使用できる対象事業といふのが果たして今までいいのかどうかということも含めて、それを言つちやうとまた大変なことになるのかもしれませんけれども、そういうふうなことを、やるならば考へていく。そして、失敗したらまたもとへ戻ればいいと思つておりますし、必ずこれからいろんな形で問題が出てきて、それはやっぱり知恵を出して解決していく必要があるのではないかと思つております。

○島袋宗康君 ありがとうございました。終わります。

○委員長(今泉昭君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をいたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

した方がいいとわかりながらも、実際には自分のやつたことを自白してしまう。一番損な選択をするというのが囚人のジレンマといふんだそうですが、このジレンマを解消するには、情報量の差や力量の差を埋める努力が必要である。また、協力行動の選択が望ましいという認識が生まれるような長期的な視野を持たせること、信頼醸成努力が繰り返し行われること、また、協力行動への特典やら、すなわち利害構造のイメージを変えるという努力も必要だ。それから強制的ルールの導入、第三者への意思決定を委託するということも望ましい結論を導くんではないかというようなことを指摘しております。私は、読んだとき大変説得力があると思いました。それから今回の法改正がこうした囚人のジレンマを解きほぐすための出発点になればいいなというようなことも感じたようになります。

前置きはこれぐらいにいたしまして、国土交通大臣にお尋ねいたしますが、六月二十日の本会議の際に、合意形成について大臣から、社会資本整備に当たっては住民のニーズを把握し、あるいは理解を得るために、計画策定段階においてアンケート調査、またパブリックコメントの実施、事前説明会あるいは公聴会の開催など、幅広く、住民参加、情報公開を行う対話型行政を積極的に推進していると、ルールとそのプロセスについての回答がございましたし、事業分野により計画策定の仕方は変わるけれども、社会資本の整備の場合と同様に対処していきたいと、こういう御意向が示されました。

私もぜひその方向で御努力をいただきたいと思うわけでありますが、その場合に一番大事なことは、最も大事にすべきことは、本日の午前中の参考人質疑の中でも感じたことでありますけれども、当事者が合意形成プロセスの透明化に努めること、情報公開と住民参加を誠実に履行すること、また、信頼関係は相互的なものではあります、特に、別々の取り調べ室で強盗を働いたか働かなかつた囚人のジレンマというのは、「一人の囚人がいて、人でございますが、囚人のジレンマ構造が潜んでいます」と指摘されております。

この中で、なぜ住民と行政が利害対立するのか

行政が住民との信頼関係の醸成に努めることが大事なポイントなんではないかと感じました。

私は、かつて労働組合の専従役員をやつた経験がありますが、その経験なんかに照らして考えてみると、今度の事業認定手続というのを例えれば労使の労働条件の交渉に似ているなということを感じさせられました。労使交渉においてだれしも自分が納得できる好ましい結果を得たいというのは当たり前あります。しかし、万一その結果がどちらか一方に不満であつても、それがルールにのつとつて、また適切な蓋然性のある手順を踏んで導かれた結論であるということが関係者の間で理解され、納得されるということが大事なんではないかと思うし、これが民主主義の基本であろうと存じます。

土地收用法での事業認定手続についても、私は、関係者全員の合意を前提にするというよりは、合意の正当性をいかに担保するかという観点から考えなければいけない問題ではないかと、いうことも感じております。演説が長くなりましたが、大臣のこの辺の基本認識というのを伺いたいと思います。

○國務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生から、ある意味の社会の中で人間対人間というもののあり方、また価値判断の仕方、そしてお互いに物を考えるときの例え一対一であれば両者の考え方の相違等々、ある意味では人間としての基本的な物の考え方の一義的なことを御示唆いただいたと思つておりますけれども、私は、寺崎先生の長い間の組合で大きな役目を果たされた、人間関係を中心にしてお仕事をなさつて、それを生かそうと大事にしてお仕事をなさつて、それを生かそうとして国会に出ていらして、この間、十分私は先生の経験を生かした国会活動をそばで見させていただきました。

そういう意味において、人間関係のあり方の原点というものの、そういうものを今、寺崎先生がおつしゃいました、黙して語らずということも一つの方法ではあると思いますけれども、必要なときには、必ずこれからいろいろな形で問題が出てきて、それを言つちやうとまた大変なことになるのかもしれませんけれども、そういうふうなことを、やるならば考へていく。そして、失敗したらまたもとへ戻ればいいと思つておりますし、必ずこれからいろんな形で問題が出てきて、それはやっぱり知恵を出して解決していく必要がありますが、特に、

やつぱり大事なことであり、特に我々は政治家として、また行政の一員として物を行つておりますときには、今からやりますことに対し一人でも多くの皆さんに物事を開示し、そして開示した以上はなるべく合意がいただけるように丁寧に御説明申し上げる、私はそれが今後あるべき公共工事の基本的なものであるということを寺崎先生の御説を聞きながら実感もしておりますし、また今後我々がそれを心がけなければいけない一番大事なことである。それが、今までえてして公共工事というものはある一部の人のための利益になることで、それでもうける人はもうけて、しかも、もうけるためには手段を選ばず、丸投げ、談合、ばらまき、何をしてもいいというようなことがまさり通るような社会であつてはならない。

そういう意味では、今回の土地収用法の改正といふものは、今までの反省の上に立つて、先生が今おっしゃいましたようなまず事業の必要性というものをより国民に理解していただく。そして、関係者はもちろんのこと、周りの皆さん方にもます十分に説明をし、そしてでき得るならば一人でも多い理解者に丁寧に説明をしていくと。ある意味で今まで行き詰まっている事例をみると、整理してみましたら、やっぱり最初の段階で手違ひがあつたとか、最初の段階での徹底が足りなかつた、そのため事業が停滞し、事業が停滞すればロスも出る、経費が高くつくと。あらゆる悪条件が私は重なってきたという反省の上に立つて、今後の公共工事の実施一つとつてみても、今回の改正案で、より先生方が委員会で御注文いたいた住民合意を得る事前説明、あるいは最初から国民の皆さん方、住民の皆さんのお意見を聞くというそのスパンを長くする、そのかわり一たん事業認可して御賛成が得られたときにスピードアップをしていくという、私はそういう意味での今回の改正によって今までと違つた、先日も申し上げましたけれども、もう我々は二十世紀型の日本をつくっていく、国民合意の形成自体も二十一世紀型に衣がえしなければならない

という、私はそのことをこの委員会を通じて申し上げてきたと思いますし、またそういう意味で、まさに改めての寺崎先生の御示唆でござりますので、多くの方々はそういう意味において、国民の理解と、我々はそういう意味において、国民の理解と、その上で、それを心がけなければいけないとの基礎を聞きました、ありがとうございます。

○寺崎昭久君 丁重なる補足とお考えをお示しいただきました、ありがとうございます。

余りそこでと図に乗るのは好きなタイプではありますけれども、せつかくそこまでおつしやつていただきいたんですから、例えばフランスでよく言われるビヤンコ通達とかドイツの行政手続法における計画確定手続というような、法的な措置あるいは通達というような格好でそれをきちんと知らしめるということをやついていただけないものかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(扇千景君) 先日もこの委員会で諸外国の事例というものを、例えばどういう方法で認定していくのかというような認定のあり方等々、あるいは認定局の認定の仕方、るる諸外国の例を定していきますが、どうな認定のあり方等々、局長から申し上げましたとおりでございます。

ある意味では、諸外国もきちんと認定制度といふものを取り入れ、また緒方先生でしたでしようか御質問いただきましたときに、右手で申請していじやないかというお話を例を出しておつしやつていただきましたけれども、今回の場合、諸外国もやはりこういう制度の中で認定をし、また事業認可もし、見てまいりましたので、私は日本だけが諸外国と比べて違うことをしているということを考へた方がいいのではないかと御提言申し上げるわけであります。

例えば、本四架橋、アクアラインの交通量については、建設当時の予測値と今日の実際値では大きなか聞きができる、とりわけ本四架橋については何回も計画が立て直されております。結果から見ますと、これは需要予測をきちんとやつているといふことは、本四架橋のバランスシートを何とかつくるために需要予測をはじめ込んだんじゃないかな開きができます。一方的にやるということは、これからは考へられないことだと私は思つております。

これからも、なお一層そういう方法でやっていくことが、後で考えてみて、なるほどやつてよかつたなというふうにつながつていくんだと思いまます。一方的にやるということは、これからは考へられないことだと私は思つております。

○國務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生から個別の事例を挙げて、例えばアクアライン、本四架橋等々のお話が出来ました。私は絶えず言つてることでそれとも、例えアクアラインというものを御ボルブメントというものの開示をしていくといふ、この大事さもぜひ先生にも御協力、今後も賜りたいと存じます。

○寺崎昭久君 今申し上げたことはぜひ今後の検討課題で取り上げていただきたいと思います。そこで、副大臣に一つお尋ねいたします。今、ビヤンコ通達のことを申し上げましたが、御案内とおり、これは社会資本整備に関する計画をつくる段階の運営を規定したものでございます。これは、社会資本整備は事業の計画段階で関係者により幅広い民主的な討論が義務づけられる、そのとおり、これは社会資本整備に関する計画をつくる段階の運営を規定したものでございます。これは、計画の立て直し、やられておりましても、これは事業者ベースであります。国民の意見とか議義に何にもこたえていないんですね。調査するだけむだといつてもいいんじやないでしようか。

○副大臣(佐藤静雄君) 公共事業を推進していく上で、先生おつしやつたとおり、いろんな問題面、今までありました。それで、建設省時代から、平成十年から事前評価といふものを非常に、今度行なって、それでその調査がやり直されたということが報じられているわけであります。

私はもう大変妥当な措置がとられているなど感じたわけでありますけれども、今後、公共事業を我が国において円滑に進めるためにも、そつしたような観點から再検討できるシステムというものが報じられているわけであります。

私はもう大変妥当な措置がとられているなど感じたわけでありますけれども、今後、公共事業を我が国において円滑に進めるためにも、そつしたような観點から再検討できるシステムといふものを考えた方がいいのではないかと御提言申し上げるわけであります。

例えば、本四架橋、アクアラインの交通量といふことは、建設当時の予測値と今日の実際値では大きなか聞きができる、とりわけ本四架橋については何回も計画が立て直されております。結果から見ますと、これは需要予測をきちんとやつているといふことは、本四架橋のバランスシートを何とかつくるために需要予測をはじめ込んだんじゃないかな開きができます。一方的にやるということは、これからは考へられないことだと私は思つております。

これからも、なお一層そういう方法でやっていくことが、後で考えてみて、なるほどやつてよかつたなというふうにつながつていくんだと思いまます。一方的にやるということは、これからは考へられないことだと私は思つております。

○國務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生から個別の事例を挙げて、例えばアクアライン、本四架橋等々のお話が出来ました。私は絶えず言つてることでそれとも、例えアクアラインというものを御ボルブメントというものの開示をしていくといふ、この大事さもぜひ先生にも御協力、今後も賜りたいと存じます。

○寺崎昭久君 今申し上げたことはぜひ今後の検討課題で取り上げていただきたいと思います。そこで、副大臣に一つお尋ねいたします。今、ビヤンコ通達のことを申し上げましたが、御案内とおり、これは社会資本整備に関する計画をつくる段階の運営を規定したものでございます。これは、計画の立て直し、やられておりましても、これは事業者ベースであります。国民の意見とか議義に何にもこたえていないんですね。調査するだけむだといつてもいいんじやないでしようか。

○副大臣(佐藤静雄君) 公共事業を推進していく上で、先生おつしやつたとおり、いろんな問題面、今までありました。それで、建設省時代から、平成十年から事前評価といふものを非常に、今度行なって、それでその調査がやり直されたということが報じられているわけであります。

私はもう大変妥当な措置がとられているなど感じたわけでありますけれども、今後、公共事業を我が国において円滑に進めるためにも、そつしたような観點から再検討できるシステムといふものを考えた方がいいのではないかと御提言申し上げるわけであります。

例えば、本四架橋、アクアラインの交通量といふことは、建設当時の予測値と今日の実際値では大きなか聞きができる、とりわけ本四架橋については何回も計画が立て直されております。結果から見ますと、これは需要予測をきちんとやつているといふことは、本四架橋のバランスシートを何とかつくるために需要予測をはじめ込んだんじゃないかな開きができます。一方的にやるということは、これからは考へられないことだと私は思つております。

これからも、なお一層そういう方法でやっていくことが、後で考えてみて、なるほどやつてよかつたなというふうにつながつていくんだと思いまます。一方的にやるということは、これからは考へられないことだと私は思つております。

○國務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生から個別の事例を挙げて、例えばアクアライン、本四架橋等々のお話が出来ました。私は絶えず言つてることでそれとも、例えアクアラインというものを御ボルブメントというものの開示をしていくといふ、この大事さもぜひ先生にも御協力、今後も賜りたいと存じます。

に下げてもなおかつそれほど量がふえていない。

それは先日来、私は南関東圏の知事さん全部、千葉、埼玉、東京、神奈川、一都三県の知事さんを集まつていただいて懇談会をいたしました。これは全国で行いましたうちの一環ですけれども、そのときに石原都知事から言されました。アクアラインなんて全然むだだつたじやないか、やめればよかつたんだ、しなくともよかつたよと言わんばかりのお話がありました。私は、そのときに申し上げました。残念ながら、物というものは、渡つて向こうにいいものがあるから渡るんで、渡つて何もいいものがなければ渡らないのは当たり前だと申しました。アクアラインが利用されぬのは渡つた先に何もないからです。

ですから、私は、そのときに千葉の堂本知事も御在席でしたから言いました。アクアラインを渡つたら、アクアラインからも成田に行ける道が

なぜないんですかと。それを計画しないで、橋さえ渡ればいい。渡つたときに何もないんです、房

総半島から成田へ行く道も整備されていない、利

用しないのは当たり前じゃないですかと。あれが

高速公路で成田までつながつていれば、横浜、横

須賀の人はわざわざ遠回りして時間をかけて行か

なくたつて、アクアライン渡つていく人だつてで

きるんです。

あるいは、本四架橋、三本つくりました。私は、

国議員になつて最初の年に、一本でいいです、

真ん中の分で四国の高速道路費用をつくつてしま

さいと言つたら、先輩に呼び出されて怒られました、おまえ、余計なこと言うな。けれども、現

実的に今、三本橋かかる、この間四国でやりま

したら四国四県の知事さんたちが本当によかつたんだろうかと。橋ができるこことによって四国

経済が活性すると思つてお願いしていたと。現実

的には、四国の人々が橋ができる便利になつたから

大阪や京都へ買い物に行つてしまつ。橋ができるから便利だから皆さんは四国に来てくださいな

れども、橋ができる便利だから泊まらないで帰つてしまつ。最初に考えたほど四国全体の経済効果

も上がつていない。

こういうこともありますので、私が絶えず言つております全国のグランドデザインをつくつて、

ここをこうしたらこういう経済効果があるとい

うことをやうと、このことでスタートをい

た建設省、運輸省、縦割りで、運輸省は運輸省の

仕事をし、建設省の仕事をし、この連携

がとれていなかつたということが私は最大の不幸

な事例であつたと思っております。

ですから、今後はそういうことのないよう

に

総合的な、これをつくる限りはその先はどうなん

だ

た

は

そういうことまで考えなければ、あくまで皆

の

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

など第三者機関が事業認定についての審査をするわけでございますけれども、まず、事業認定庁の方からは、持っている資料いろいろありますけれども、そういったものは基本的にすべて審議会に御提出したいというふうに思っております。

当然、起業者からの申請書というのがありますから申請書あるいはその添付書類、それから意見書が出てくる場合もありますから、その意見書の内容、それから公聴会におけるいろんな意見、こういった一連の資料につきましては基本的にすべて第三者機関の方に提出して審議の参考にしてい

ただきたい、このように思います。

あるだけの資料全部お渡しをすることありますので、通常であれば第三者機関においてもかなりの情報を持つて審査ができるということになるのかな——うううこうことは思っておりま

ただ、先生今御指摘いたしましたように、社

会資本整備審議会の運営規則におきまして、五条のところで委員等以外の者の出席という規定があ

ります。したがいまして、第三者機関が意見を取りまとめる過程の中で、さらに利害関係人などの

意見を聞く必要があるというふうに御判断をする

場合には、当然この規定を活用していろんな人の意見を聞くということはあらうかと思います。

いずれにしましても、その運営につきましては、第三者機関でよく必要性を判断していただく、

ういうことになろうかと思います。  
の手品、古　二三二、ち草の、二、三一。

○寺崎昭久君 大臣にお尋ねいたします

項に衆議院で修正が施されました。意見を聞きと  
すが、改正法案第二十五条の二の第一項及び第一

いうのを、その意見を聞き、その意見を尊重しなければなりません。

ければならないという尊重規定が入ったわけですね。原案のままであれば聞くにとどまつてしまります。

まうのが、せめて尊重規定が加わったことで第三機関の意見は事業認定に決定的な影響を持つこ

とになるんではないかということを主張される古川もつゝくやうなつたであります。私もぜひ最大限

もいりこしむれにてありま  
利せば最

書の作成の特例を設けたり、あるいは収用委員会の規定というものはそれの見合いであるというぐらいの重い受けとめ方をしていただきたいと思うのですが、大臣いかがでしようか。

○國務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生おつしやいましたように、要するに第三者機関というものの意見の尊重、第三者機関の意見をどう尊重していくかということですけれども、これは、今、先生がおつしやいましたように、土地収用法の第五条の二の修正、これに関しましてはもう先生も御存じのとおり、かつて各種の法律の中には審議会の意見を尊重すべき旨の規定が当然置かれておりました。けれども、現段階では中央省庁等関係施行法、そしてまた中央省庁等改革関連法案の中では、十本ござりますけれども、今まで申し上げたことがすべて削除されました。

ですから私は、今回法律におきまして行政庁において審議会の意見を聴取するということが義務づけられた以上、これは少なくともそれに基づいた出てきた意見の尊重、聴取した意見を行政庁が尊重するというのももう当然のことでありまして、今、先生から御注意を受けましたけれども、我々は法に基づいて審議会で審議されたことを当然尊重させていただく、そういうことを私たちにするものでございますし、なお現在におきまして、今、先生から御注意を受けましたけれども、少なくともこのような状況のもとで、私は今回の修正によりましてその例外として審議会の意見についての尊重義務を存在しておりませんけれども、少なくともこの両者は事業認定の判断に当たっては社会資本整備審議会の意見というものは非常に重い意味を持つてくるというふうに考えております。

したがつて、私どもは第三者機関の意見が合理的な場合でないことが明らかであるような列外的な場合が土地収用法に規定されることとなりますから、今回は事業認定の判断に当たっては社会資本整備審議会の意見というものは非常に重い意味を持つてくるというふうに考えております。

河川法でも公聴会の開催について条文には書かれております。ただし、河川管理者が河川整備計画を作成する場合、「必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と、いうことで、河川法では、必ずしも公聴会を開きなさいという今回の改正法のような開催義務は付されておりません。

今回、この改正をするということを考慮すれば、当然河川法もその線に沿つた改正があつてしかるべきだと私は考えるんですが、公聴会といふのは今まで河川法のもとで開いたことがあるのか。それから、今申し上げたような法律改正を考える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(竹村公太郎君) 委員御指摘の河川法の公聴会に関しましてでございますが、平成九年に河川法を改正しまして、河川の整備計画を策定するプロセスで関係住民の意見を聞いていくこういう法改正をいたしました。その聞き方でございますが、公聴会等ということになつておりますが、現在整備計画が策定できたのが東京、神奈川の多摩川、そして大分県の大野川、そして、全国で今現在策定中で動いている水系が八水系ござります。

この住民の意見を聞くという形は、非常に水系ごとに状況が異なつておりますので、例えば多摩川、これは流域人口は四百三十万ございます。ここでは三十五名の流域委員会が開かれまして、計五回そしてセミナー一回、延べ八百四十一人。そして市民団体が主催するフォーラム、これにも私ども行政府が参加いたします。そして、このような流域委員会等はすべてオープンになつております。

で、その結果もインターネットで公表し、それに対する御意見も承るというような内容になつてございます。

もう一つの大分県の大野川でございますが、これは流域人口二十万でございます。二十万人の人のところでこの水系の担当者が考えたことは、二十万の方々になるべくきめ細かくやつていこうございます。人数は少し少のうございまして十三名ございますが、その中にはNGOの関係者も入ってございます。そして、地区別に住民との説明会対話集会をやつていこうことで、延べ十回、延べ三百名の方々がこの大野川におきまして個別の地区別に話し合いをし、私どもの行政考え方、そして流域の方々が意見を交換している現状にございます。

さて、現在動いている八水系でございますが、八水系もその川によつてもう非常に多様性がございます。いまして、公聴会という御質問でございますので、北海道の留萌川、この留萌川におきまして現在聴会を開いて意見を聞くという形をとつてございます。留萌川というのは、大変特徴的なことは地域の方々が大変少のうございまして、主に留萌の方々が中心になります。対象人口は約二万人ございます。非常に少ないということでこのよな公聴会という形でも十分意見が聞けるという断かと思われます。このように、多様性の中で在住民の方の意見を聞いているという現状にございます。

○寺崎昭久君 現行の土地収用法においても、前説明会を行う、あるいは公聴会を開催するということは当然できるわけであります。余りやれていいないという実態を踏まえて法律で義務づることをお考えいただけませんかと、こういうとを申し上げたわけであります。

法律改正ということでかかるわけなので、臣にも一言伺いますが、一つは、都市計画法で今の河川法と同じような公聴会の開催についてることをござります。それなので、これについて文言がござります。

法律の改正を御検討いただきたいとのことで、一つ大事な点なんですが、都市計画法第十六条第三項にこういう規定があります。これは平成二十年に追加された内容でございますが、住民等から地区計画等の案を作成すべき旨の申し出の要件等を条例で規定することができるという内容で、平たく言うと、住民から要望が出された場合には公共事業における構想の段階から住民参加ができるようになります。意見を反映できるようになります」という内容であるわけであります。

これは、都市計画法の地区言語に現在のところ限られておりまして、国土交通省に聞きましたらほかについては運用面での整合性を確保するためのガイドラインを設けるということを指導方針としていらっしゃるようなんですが、せっかく都計画法でこういう先進的な考え方を法律で規定されたんでしたら、この際、河川法等にもこの考え方を入れて、前段階で情報を開示し、住民の意が反映できるようにされるべきではないかと思ふんですが、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(扇千景君) 今、都市計画法第十六、第一項についてまずお尋ねがございました。

○國務大臣(扇千景君) 今 都市計画法第十六  
第一項についてまずお尋ねがございました。  
この都市計画法第一項につきましては、都市  
計画案を作成しますときに、その場合において  
必要があると認めるときは公聴会の開催等を行  
るものとされていると、今、先生がお読みになつ  
ておりますけれども、私は、そのこと  
とおりでございますけれども、私は、そのこと  
関しましては、これは都市計画法上の名称の変  
更、あるいは軽いものと言ふと変ですけれども  
いわゆるただの名称変更だけというような軽微  
ものを除いては公聴会の開催を求めていたとい  
うに言ひ切つておりますので、私はそれを素直  
規定であると考えておりますし、また昨年十一  
月の都市計画の運用指針におきましても、原則と  
て公聴会の開催等を行うべきものであるという  
うに言ひ切つておりますので、私はそれを素直  
とつていただいて、地方公共団体に通知し、そ  
てまたこれを徹底させるというのが我々の役目  
であろうと思つております。それが一点。

てのお話もございました。寺崎先生も御承知だと  
思いますが、それだけでも、現段階では地域地域ごとに地  
区レベルで本当にきめ細かな町づくりというもの  
をしております。その意味において、細かい町づ  
くりを進めるにつきましては、最も住民に身近な  
問題でございますので、私たちは、都市計画であ  
ります地区計画等におきまして条例で私どもの案  
の申し出ができる旨を定めた規定というふうに御  
理解賜りますし、またこの三項におきまして、中  
期的な河川の整備を定める河川整備計画、今、先  
生が平成十二年と、局長が言つたのかな、申しま  
したけれども、その性格とは異なるものでござい  
ますので、今後も国土交通省としては、所管の公  
共事業におきます構想とかあるいは計画段階から  
少なくとも住民参加について全省的に検討に着  
手しておりますし、また都市計画の手続におきま  
す公聴会の議事録の作成、これは今までしており  
ませんでしたし、また公述人による質疑の義務づ  
け、これも今までしておりませんけれども、私は、  
今度公聴会の議事録についても、今後は、事後で  
ござりますけれども、ある一部の個人の名前は伏  
せても、これも発表させていただくというような  
新しい方法をとつておりますけれども、今後とも  
十分にこの第一項、第三項ともに重要視しながら  
対応してまいりたいと存じております。

○寺崎昭久君 ゼひそのようにお願ひいたします  
す。

それから、技術的な点を二点、政府参考人にお  
尋ねしますが、それは知事が事業認定を拒否した  
場合の措置でございます。現行の規定では、都道  
府県知事が事業認定を拒否した場合には、土地收  
用法第二十七条第一項に従つて、起業者は国土交  
通大臣に対しても事業認定を申請することができる  
ということになつております。その第二項には、  
公害等調整委員会の意見を聞いた上で云々と、こ  
う書いてございます。改正法では、事業認定につ  
いては第三者機関から意見を聞くということにな  
つております。この公害等調整委員会との関  
係というのはどういうふうに整理されるのかとい

うのが第一点、整合性があるのかどうかですね。それからもう一点は、この二十七条第七項には、国土交通大臣はみずから事業の認定に関する処分を行う場合には、国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行うための手続その他の行為で都道府県知事が既に行つた、例えば公聴会とかそういうものですが、これを省略することができるということが書かれています。ただ、都道府県知事が拒否した、ノーと言つたのは重い案件であります。今まで公聴会をやりました、事前説明会をやりましたと、だからこれを削つていいというのではなくて、この法律の趣旨に反する規定ではないかなと思うわけでございます。むしろ、公聴会なりを再度きちんとやりなさいというぐらいの規定をするのがこの法律の趣旨ではないかと思うんですが、この点について伺います。

○政府参考人(風岡典之君) 二点御指摘をいたしましたけれども、まず土地収用法二十七条、先生御指摘のように、これは事業認定が都道府県知事の場合、その知事が事業認定を拒否したような場合につきまして、申請者である起業者は、これは行政不服審査とかあるいは行政訴訟にかえて直接国土交通大臣に事業認定申請ができると、こういうような規定であります。

一方、土地収用法の中には不服申し立てに対する裁決の手続の規定がございまして、これは土地収用法の百三十三条でございます。これは、土地利用に関する紛争処理の適正化を確保する見地から、国土交通大臣の行う事業認定に関する行政不服審査に係る裁決は公害等調整委員会の意見を聞いた後にしなければならないと、こういう規定がございます。

今回、この土地収用法の二十七条一項第一号、すなはち知事が事業認定を拒否した場合につきましては、これは実質的に事業認定の拒否に対する審査請求、こういうような性格を持つておりますので、さきに御説明しました百三十三条との関係で、それとの整合性を図る上で公害等調整委員会の意見を聞くと、こういうふうにしております。

なお、当然、大臣が事業認定を行わなければのものはもちろん行われるわけですが、それとあわせまして公害等調整委員会の意見を聞くと、こういうことでありまして、それぞれ目的が違うということになります。

それからもう一点の、都道府県知事がやはり事業認定を拒否した場合に国土交通大臣が事業認定を行なう場合でございますが、既に知事が行つた手続きにつきましては一部省略することができるというふうになつてゐるわけですから、例えば知事が公聴会を開催した場合には、国土交通大臣が必ずしも公聴会を開く必要はないわけです。これは、既に開かれた公聴会の記録というのを、これは法律に基づいて知事から大臣の方へ全部移管されます。そういうことがありますので、こういうふうな規定が置かれていたといふうに一応考え方であります。

ただ、実際の取り扱いは、これはケース・バイ・ケースで判断すべきだというふうに思つております。例えば、公聴会の開催が大臣の側から見て不十分な場合というのももあるとか、あるいは環境問題などが新たに発生して再度公聴会の開催がある場合などがある場合がいいと、そういうふうな判断がある場合には、これは改めて公聴会を大臣が行うということも必要であるといふうに考えております。

それから、知事による事業認定拒否によりまして国土交通大臣が事業認定を行う場合の第三者機関の意見聴取、これは国土交通大臣が改めて判断をするわけでござりますので、当然知事の判断とは別ということで、社会資本整備審議会の意見を開く必要があるといふうに考えておりますので、事業案によりケース・バイ・ケースで判断をしていくとどういうふうに考えております。

○寺崎昭久君 審議会を行う第三者機関の意見を聞くというのは、ケース・バイ・ケースというふうなとでありますか。

○政府参考人(風岡典之君) 失礼いたしました。

公聴会の開催みたいなところにつきましては、状況を見て必要があるかどうか、さらにやる必要があるかどうかということを判断したいと思います。

それから、社会資本整備審議会の意見は、これは大臣が事業認定を行う以上、当然すべての場合にお聞きすると、こういうことでありますて、全体として公聴会のところは事案を見て判断をするところ、こういうことかと思います。

○寺崎昭久君 時間もありませんので、最後に大臣にお尋ねいたします。

御案内のとおり、現行制度のもとでは、起業者があらかじめ地権者に事業の同意を得ている場合で、起業者が地権者の譲渡所得の特別控除、税金ですが、の特例措置の要望を受けて事業認定をする場合が大変多いと聞いております。いわゆる税

対認定という分野です。記録によりますと、平成十一年度は五百九十一件中五百五十件がこの税対認定であるということが言われているわけでありますけれども、しかしながら、建前はともかく、実質的には地権者が事業に合意する、補償金も、金額も合意する、ただ税金対策のために事業認定するというのは、ちょっとこの法律の趣旨に照ら

事業認定を行うには、土地収用法の二十七条第四  
りません。

号で、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるもの」というたががはまつてゐるわけであります。この税対認定というのは、もう売る

ということを決めているんですから、なぜ収用するかという話はもう全然別の問題だと思うんですね。にもかかわらず、この税対のためにわざわざ認定手続をとるというのはやっぱりおかしいんで

はないかと私思ふんです。  
もちろん、公共用地を円滑に取得するためには、税金対策というのも必要だとは思いますが、今、合意形成プロセスについてそれを透明化しようと、いう論議をしているこの土地收用法にはじまない議論ではないかと思いますし、土地收用法体系は

とは別次元のものであると思います。したがつて、租税特別措置法で規定するとか、そういうものであるべきだと思います。

のために必要とする工数がふえると思います、事務量がふえると思います。されば、この社会資本整備審議会とか第三者機関というのは本当に事業認定が必要なものに限つて集中的に深く議論するべきであつて、税金をまけてもらうためにわざ手を煩わせるなんというのはおかしいと思うし、これは国土交通省がおかしいのか財務省がおかしいのか、何でこんなところでこういう税対認定なんかが土地収用法に紛れ込んでいるのかといふよう思うわけあります。大臣、ぜひ財務大臣等に強く、あなたのところで引き取れということを言つていただきたいと思いますが、どう

○國務大臣(扇千景君) 一番最後の先生の一言がおきいておりまして、果たしてそれに対し私がお答えするのが適任ではないというような感覚の最後の一言でございますけれども、私は、少なくとも公共工事の必要な土地等を早期に提供していくべきである方に対しましては、補償金として譲渡所得

今私も表を見ております。先生も今おこしやいま  
したけれども、五千万円の特別控除制度、これが  
適用されることになつております。ただその中

で、今、先生が幾つか、私も表を、これを読んで、時間がありませんからこれは省きますけれども、要するにここで公共事業のうち、例えは道

路法によります道路あるいは河川法が適用され  
る川、河川、それから鉄道事業用の施設、上水道  
下水道、あるいは港湾、航空等、あらゆることと  
で施行できます区域が制約される一定の公共事

業、これにつきましては、事業認定を受けなくてはなりませんが、起業者の証明があれば、今、先生がおっしゃいました五千万円の特別控除が適用されることになります。なつておりますし、また、いわゆる旧建設省の庄舎でございますとか、霞が関のような庁舎でござりますとか、あるいは学校、病院、こういうもの

につきましては、起業者の面積が十ヘクタール以上ものというのと同様の取り扱いになつていて、ことも先生御存じのとおりでございます。

一方、起業者の面積が十ヘクタール未満の一

うのがございますね。こういう十ヘクタール未満のものに關しましては、土地収用法の事業認定等がなければ五千万円の特別の控除制度が適用されないということになつておりますので、したがつて、今、先生がおっしゃいます地権者が税制上の優遇がなければ任意買収に応じないということを、収用手続に移行して、そして事業の認定申請せざるを得ないというふうなことに認識は持っておりますけれども、国土交通省としてはこのとうな事態が望ましいとはもちろん考えておりますし、また税制をどういうふうにするかといふ

○寺崎昭久君 ありがとうございました。  
とに関しては、今、先生がおつしやいましたように、私も閣僚の一人として財務省とよく相談し、財務大臣の御見解も聞きながら、より多くの皆さんに御納得のいくような税制を持つていて、理解をいただからなければならないと思っておりなす。

○委員長(今泉昭君)　この際、委員の異動について報告いたします。

本日、前川忠夫君が委員を辞任され、その補として高嶋良充君が選任されました。

○総力戦大義 日本共産党の総力戦大義です  
午前中の参考人質疑は大変有益で、問題点が認められ、そしてまた浮き彫りになつた、そんなふうに思いました。

そこでも聞いたことなんですかけれども、改正は、収用委員会に提出する意見書や収用委員会の審理で事業認定の不服に関する事項は主張できない、このことを明文化しているわけです。しかし、住民側から事業認定自体について取り消し訴などの裁判で争う以外に、行政段階でその是

を問う手段が保障されていない。このことは、いう現状を踏まえていくならば、こうした意旨で不服を明文化によって排除する、これはやはり大きな問題じゃないかと思うんですけれども、そ

点について大臣の御見解をお伺いします。

○國務大臣(扇千景君) 明文化されたものを排するということを先生がお取り上げになりましたけれども、私は明文化されたものに対して排除いうことが正確ではないと思っております。

これは、今までのあらゆる過程で、きょう参考人の御意見を残念ながら聞く時間がございましたよに明文化されたものを排除するのではございまして、私は明文化する必要がない。単純なことではなくて、文化されたものはきちんと対象として排除しな

で検討していく、これが当たり前の姿だと思つ  
います。

○緒方靖夫君 大臣、要するに改正案に事業認  
の不服に関する事項は主張できないと明文化さ  
れているわけですね。そこを私は申し上げてある  
けで……

○國務大臣(屬千景君) 参考人じやなくて。

○綱方駒太君 そう、うねじてす。ですから、それが問題で、なぜそんなことをするのか。要するに、初めから不服をこういう明文化を通して排除する

○政府参考人(風岡典之君) 御指摘の収用委員会に  
つづけると長つを理由に、こういふことなどござ  
るが、その點は、どういふことでいいのかといふこと  
いう、そういうやり方でいいのかといふこと  
問うておるわけです。

収用委員会の機関と役割分担をするという考え方で整理されているわけでございます。なお、ことにつきまして収用委員会については事業認可の問題について権能がないということは、これ現行もそうでありますし、また裁判事例でもそのことは認められて いるわけでございます。

加えまして、今回、事業認定の手続につきましては、住民の参加等を含めまして、あるいは第三者的機関の意見を尊重するということを含めて慎重な手続で進めるということにしておりますので、したがいまして、この法案におきましては、収用委員会の段階におきましては事業認定の主張は遠慮していただきたい、こういうことになります。その意味では、これは当然今までも本来そういうものでありましたものを確認的に書かせていただいている、このように私どもは理解をしておりま

○織方駿夫君 そういう役割分担がおかしいと  
しかも明文化するという、そこがやはり今回の改  
正案の中で私は非常におかしいことだと思うんで  
すね。

なぜかというと、国土交通省の当初試案の収用  
裁決段階に閲する意見、百十八件ありますね。私  
はこれを全部読みました。最も多かつたのは何か  
というと、主張整理は地権者の権利を否定するも  
ので反対だ、この意見が四十一件あるわけです。  
ですから、まさにこういう形で不服とか不服的な  
意見、これを初めから排除する、そういったことを  
をすることが自身が、あなた方が既に受け付けた章  
見聽取についてもこれだけ多数のものに上つていい  
るわけで、それをわざわざ明文化する、このこと  
がおかしいと言つていいわけです。

しかも、おかしいことはいっぱいあるんだけれども、もう一つおかしいことを挙げますと、これ  
までにも収用委員会には事業そのものに対する批  
判や公益性に関する疑問が多く持ち込まれてきま  
した。なぜか。なぜかというと、それは何よりも  
現行法が計画策定の段階から事業の公益性とか公  
共性を議論する場を保障していないからなんんで  
す。

大臣はきょうの参考人質疑を聞かれなかつたは  
れども、局長は聞かれたでしよう。そこで、きょう  
の参考人の質疑でもこの点は立場を超えて指摘  
された点だと思います。

確かに、公益性、公共性、これはどういうふうに

に定義するのかとか、あるいは関係者の範囲をどうするのか、これは当然議論ありますよ。しかし、ここをしつかり踏まるる 公共性や公益性についての議論を初めからきちっと行う、これが大事だということはだれもが立場を超えて認めたことじやありませんか。

ですから、そうしたことを言うと、私は、この根本的なところを見直さないで地権者の意見を実際に封鎖する、そう言われても仕方のないことだと思いますけれども、そういうことをするのではなく公共事業をめぐる問題を解決するどころか紛糾させることになる、そう思うんですね。大臣、そうじやありませんか。

○政府参考人(風岡典之君) 今回の改正でございますけれども、土地収用法の段階では、事業認定手続につきまして、事前説明会を開催する、義務づける、公聴会の義務づけ、あるいは第三者機関の意見の聴取、または事業認定の結果については理由説明をする、従来ない手続についての透明化、また住民参加というのを行つたわけでござります。

それから、法律ではこの附則の六条のところの修正はありましたけれども、私どもの考え方として、一方、計画段階からできるだけ住民の御意見を聞くという努力はこれは当然やつていかなければならぬ。そのことにつきましては、いろんな法律で今努力をしておりますけれども、それをもつて少し、全体として国土交通省はさらにそういうものが前進するような取り組みというのを一方努力をするというようなことも申し上げているわけでございます。そうした中で、やはり公共事業につきましては、事業認定の判断がなされた以上、収用委員会の手続はまたそれはそれとして、本来の手続で進めるということともこれも社会的な要請などと、その本来の役割どおり参加者もそこを認めていいかと。

そういうようなことで、今回の収用委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、収用委員会の本来の役割というのは補償金を確定するんだと、その本来の役割どおり参加者もそこを認

○緒方靖夫君 全く納得できないんですね。つまり、現行法でも計画策定の段階から公共性、公益性を議論する場を設けなきやいけないわけですね。じゃ、今度改正によつてそれをやるかといふと、そつはならないわけですね。

私はその点で、やはり言葉ではよく言われますけれども、住民との合意形成、これが大事だと。これは大臣も繰り返し、おとといの私の質問の中でも、また同僚議員の質問の中でも強調されましたけれども、これを実際どうやって図つていくのか、このことがまさに大事だし、これが法律でどう担保されるのかということがまさにきょうの午前中にも参考人からも強く指摘された点だと思います。

おとといの質疑でも明らかになつたと思いますけれども、土地収用をめぐる問題の根本、これは当該事業の住民の理解、合意形成を図る仕組みが欠落している、このことにあると思うんですね。したがつて、何よりも求められるのは計画段階での住民の参加、情報公開を十分保障する制度を早期に確立することだと思います。

そこで、伺いたいんですけども、国土交通省が今月発表した「公共事業改革への取組」、ここにありますけれども、今月の六月二十一日に発表されたこの取り組みは、国民に開かれた透明な公共事業を実施するとして、できるだけ早い段階からの住民参加の充実を挙げております。その内容は具体的にどういうものですか。

○國務大臣(屬千景君) ちょっととさかのぼりますけれども、さつきの御質問の続きがまだ私は緒方先生に納得していただいていいんだどううと思いまますので、一言だけつけ加えさせていただきます。それは、緒方先生が言つていらつしやることは、事業認定の手続をすることと土地収用法の施行どことは別な話でございまして、事業認定するまではあらゆる国民の御意見を聞いて、そして今まで

でよりも時間をかけて、事業認定された後は速やかにします。その段階が違うので、私はどうも先生の御質問を聞いていると、事業認定することに対してのことと土地収用法に対する第二段階とが一緒にになっているような、特に委員会の審議でございますので皆さん方にその段階があるということだけはよく御理解いただいて、一言つけ加えさせていただきます。先生は、もうもちろんおわかりのとおりでございます。

それから、今御質問ございましたように、私は二十一日に、公共工事に対します、できるだけ早い段階から皆さんに御理解いただこうと思いまして、「公共事業改革への取組」というものを発表させていただきました。

今、先生、どこがどうなのかとおっしゃいますたけれども、それは少なくとも私は国民の理解を得られるということが基本、これはもううつと言つてまいりました。そして、透明性を確保する、これも当然のこととござりますけれども、今までえてして透明性に欠けていた点もあるうと思います。また、計画段階において幅広く情報公開をして、そして住民の参加をしていただきて対話型の行政を行っていくというのは、もうこれは何度も申し上げたとおりでございますし、昨日も私は緒方先生にそのことを申し上げたはずでございます。

また、そうしていくことが国土交通省としての新たな二十一世紀の公共工事に対する姿勢であるというふうに申し上げました。

また、現在におきましても、河川の整備計画の策定に際しては地域住民の意見を反映をするというのも、大きな今までの河川行政と、注意しなきやいけない点を改めて指導したところでございます。それから、都市計画の決定における住民の意見の反映、これも私は列記をいたしまして、都市計画に関してはということで皆さんとの御意見を反映さすというが大きな柱でございます。また、三つ目には、道路計画に関しての地域住民等の関係者の意見を聴取して計画に反映させますパリックインボルブメント方式を試行的に行う、





ですから、今申しましたように、真に国民の生命、財産を守るという原点に立ち返ったときに、多くの皆さん方に、生命、財産を確保するために、公共事業は國民から預かれた重要な税金を使って我々工事をするんですから、第一義的には生命、財産を守るということのために全力を尽くすというのが一点。

もう一点は、やめるについても、川なら上から下まであるんですから、多くの皆さんに影響がないか、あるいは治山治水、両方に私たちには、國民の皆さんに真に、まだあるのは切りますけれども、そのときには生命、財産が保障されるのかと、いう大事な原点を忘れないで、たぶんた切れればいいという方策は私はとておりませんので、見直すということは当然ですけれども、必要欠くべからざるものは集中的に逆に支援していくという態度をとつていただきたいと思っています。

○委員長(今泉昭君) 緒方靖夫君、簡単に頼みます。

○緒方靖夫君 はい。利水の問題については、この間、訂正すると言われた。治水の問題については、いろいろ問題があるけれども、それについて云々と言われた。ですから、私は、そうした中で今計画中の事業費が確定しているものだけでも九兆円以上あるということを指摘して、すべてこれをどうこうというんじゃないくて、やっぱりそういう問題へメスを入れてほしいということを要望しているわけで、その点は大臣も十分踏まえていふと思ひますけれども、そのことを重ねて申し上げまして、時間になりましたので、質問を終わります。

○委員長(今泉昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木政一君、田村公平君、長谷川道郎君及び筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として加納時男君、佐々木知子君、野間赳君及び大沢辰美君が選任されました。

○島袋宗康君 最後の質疑者になりましたけれども、よろしくお願ひします。

土地収用法は本質的に利害の相反する両当事者の対立をいかなる手続を経て終局させるかという問題処理法であると思っております。したがつて、両当事者の利害は永遠に対立する関係にありながら、どのように妥協して問題処理、終局させらるかという事柄にかかる、双方の価値観、國家観、世界観、生きざまにかかわってくる問題なので、その解決は容易なことではないと思います。

しかしながら、一方の当事者である行政側、國や自治体は、あくまでも民主国家、地方自治下の当局であり、他方の地権者や利害関係人も基本的人権を保障された国民であるわけでありますから、どこかで調和点を見出していくかざるを得ない事柄であろうかと思ひます。

民主国家の政府に求められることは、幾ら社会資本の整備、公共の福祉、公益性、国際競争のためとはいっても、十分に情報公開し、国民に知らしめ、民主的な手続を保障して、忍耐強く十分に時間をかけて、急がば回れということわざがあるとおきつ放しで国民の目の前にちらつかせるのはよい政府とは言えない。あくまでもあらゆる価値を比較考量して合意形成を目指すべきであると考えますけれども、このような点について大臣の御所見を伺いたい。

○國務大臣(扇千景君) 公共事業におきます用地買取、そのことに関しては、地権者を初めとして、その土地の利害関係をお持ちの方はもちろん当然ですけれども、あらゆる関係者に理解を得るといふことは、先生がおっしゃったことは基本でござります。それは私どももよく認識しております。そのため私どもは、事業を進めますに当たりましては、事業の各段階において住民の方々に対する説明会を開催する。おとといからも申し上

げておりますけれども、事業計画の内容や土地の補償の基本的な考え方については十分な説明をするように、またしなければならない、今回はそういうふうにむしろ義務づけるというくらいの感覚で対応してまいりたいと思っておりますし、また生活の再建等、そのことによって新たな生活の支援を必要とする皆さん方、これに関しましても、私は今回は十分な御要望におこたえし得るよう、できるだけ早い段階からお互いの御相談を伺いながら対処していくと。また、事情の許す限り適切な対応をお手伝いすると、そういうことも申し上げていただけます。

また、先生がおっしゃいましたように、個別の用地の取得に關しましては、賠償あるいは補償基準に基づいて客観的にこれは算出されるということがで、それで、補償内容については、個々の利権者の方に十分な時間をとつて、そして詳細に御説明申し上げて、任意の取得の手続によつて用地を提供していくだけということで、先生も伝家の宝刀を抜くなと、当たり前の話でございまして、なるべく皆さん方に最大の御理解をいただくよう努めさせていただきたいと思っております。

ただ、このような手続をする場合に、なお解決に至らない場合があるということも事実でござります。ですから、できる限りは任意の手続による手續申しあげて、任意の取得の手続によつて用地を提供していくだけということで、先生も伝家の宝刀を抜くなと、当たり前の話でございまして、なるべく皆さん方に最大の御理解をいただくよう努めさせていただきたいと思っております。

○大臣政務官(木村仁君) 行政機関の仕事の中では、申請する者とそれを裁定する者とがたまたま同一であるということは無数にある時代でございまして、それについて一つ一つすべてについて三条機関を設けて独立の機関が行政を行うといふことは事実上不可能でございます。したがいまして、そういう場合でも公正な手続が行われるように、今日は事前の説明会、公聴会の開催を義務づけますとともに、中立的な第三者機関の意見聴取、事業認定の理由の公表等の情報公開の徹底を行なうことによって、御指摘のような中立性が疑われるようなことがないような制度を設け、これを励行したいこうということにいたしました次第でございます。

次に、公聴会における地権者と起業者が、一方通行でなく討論をすべきではないかということにつきましては、公聴会において意見を述べる公聴会の開催、もう先生もお聞き及びの第三者機関というものを設置しての意見の聴取等々、これが主導者の許可を得て他の公述人に対して直接質問したり、あるいはこれに答えたたりする、このようなことは可能ですので、今後、そのような制度、仕組みを考え、そしてこれが実際に行なわれるような配慮をいたしてまいる所存でござい

○島袋宗康君 国が、私人であるあなたの所有するこの土地を使用または収用したいという場合に

は、その必要性、妥当性、正当性について十分に地権者や利害関係者、そして国民の納得の得られる説明をする義務があると思います。一方的な公

益性の判断を短兵急に国民の側に押しつけようとする手法が、これまでにも公共事業の実施に当たつて問題の処理をかえつて長引かせる結果となつてゐる場合が多いと思つております。本当に

国民にとつて必要な事業であるのかということや、犠牲を強いられる当事者にとつて真に受忍すべき公平な負担であると言えるのかどうかという点について、十分に吟味され、歴史の批判にたえ

得る事業であるべきだと思う。

例えば、この当面の問題そのものではありますけれども、沖縄における米軍普天間海兵隊飛行場の移設予定地として名護市辺野古沿岸域に代替飛行場を建設しようという案がありますけれども、これらはそもそも米軍の海兵隊のために現在及び将来にわたつて我が国土の一角の沖縄に建設する必要性に疑問があります。沖縄県民は、現在既に在日米軍基地の七五%を国土全面積の〇・六%にすぎない県土の中に背負わされておりま

す。さらに、米軍飛行場を、巨額の負債を抱えている政府の財政状況の中で、五千億円から一兆円という莫大な費用をかけて今沖縄に建設を進めようとしております。国民間の負担の平等性、そして公平性の点でも非常に私は疑問を持っております。これは、犠牲を払われる側が本当に納得のできる公共事業と言えるのかどうかという点で大事な問題であると私は強調しておきたいと思ひます。

要するに、国は公共事業の必要性、正当性等を十分に国民に説得する義務があるわけでありますけれども、この沖縄の米軍移設の問題は、本当に一千億から一兆円、そして年間のいわゆるアフターケアとして三百億円から三百億円も必要とするといふことは米軍の発表しているところでござります。そういう毎年一、三百億円もかけ

て、米軍の普天間飛行場を移設して、国が面倒を

見る必要があるのかというふうな点で、私は非常

にその点に、公共事業とはいへ大変疑問を持つておりますから、それについて国土交通省の御見解をいただけたらと思います。

○國務大臣(扇千景君) まず一番、この法案に対する御質問の方をまずお答えさせていただきたいと思います。沖縄の問題は別途でございますので。

今、先生がおっしゃいましたように、公共工事を進めるに当たつての基本的なことを先生がおっしゃいました。その必要性とかあるいは正当性を

国民に對して本当に親切に説明するようになつたとおりだと思います。その必要性とかあるいは正当性を

を得られるように十分に説明をし、またそのことが結果として事業執行の円滑化をもたらすと事業全體のスピードアップにつながり、スピードアップすることによってコストダウンになるという、

そういう意味においては今、先生のおっしゃったとおり、私どもも今後そのことには重々、また一番大事にしながら考えていきたいと思つております。

そのためには、まず何が眞に必要な事業なのか、どのような順番でどこまでどのように行うべきか

ということに關しましては、私は、国民の共通の認識というものを形成していくことが一番重要なことでございまして、これが私がいつも言つております、「十一世紀の国土交通省のグラン

ドデザイン」と。

どの工事をどういうような順番で幾らかけてやるかという、そのブロックブロックの地域の皆さんにそれを決めていただく。これが私、特に今後注意していくかなきやいけない国土交通省の政策実行の段階であろうと思いますので、そういう意味では対話をしながら、そして地域の特性を生かしながら、そして地方分権ということの一番大事なことは、その地方方が私は一流の地方というふうになつていただきたい。一流の地方としてその

方が一層の特異性、ここでなければならぬ地

方の特性を持つているということを考えながら、私は今後も、地方分権というものはそういうもの

であります。今申しましたように、事業の事前に際しましては、今申しましたように、事業の事前の説明会の開催、そして先生もおっしゃいました公聴会の開催、そして義務づけ、第三者機関の意見聴取というこの手続を順次私は進めていきた

いと思っております。

沖縄に關しましては、私がお答えすることが正しいかわかりませんけれども、けさ私が参考人の意見を聞けなかつたと申しますのは、総理の訪米に与党三党首会談がございまして、沖縄のお話も出ました。そのときにも、日米安保は大切な条件ではあるけれども、沖縄の問題もきちんと

日米間で話し合つてくるというようなことを総理も御決断の上であつたお立ちになりますので、そういう意味では沖縄の皆さん方が今まで大変な、七五%のお荷物を沖縄だけでしょつていただいたということに対しては、この間の沖縄の慰靈祭に

も御出席されたというあの意欲をもつてしまつても小泉内閣の姿勢というものを御理解いただけ

る一助であらうと思つております。

これで沖縄の皆さんのお気持ちが済むとは思つておりますが、我々は沖縄の置かれた現状というものを考えながら、日本国民としては、

そのために沖縄開発庁もつくつて沖縄を日本の南の玄関にしたい、何か国際的な施設も沖縄につく

らうというようなことも小泉内閣として考えてお

りますので、ぜひ先生方、沖縄の御出身の先生方の御努力を多としながら、全国民がそのことに思いを寄せて沖縄を考えるということを私たちも頑

張つて皆さん方に御協力をいただき、なお理解をさせさせていただくようにしていきたいと思つております。

○島袋宗康君 私はこの土地収用法になぜこれをどこだわるかと申し上げますと、実は私は米軍用

地の一坪反戦地主でございまして、そういう意味

でこの土地収用法に對して、これは米軍用地の土地収用法の問題で特別措置法が決められたわけ

ありますけれども、そのときの体験として非常に

土地の貸し付けに對して反対している立場

から、これを強制収用していく、これは土地を貸されたという点に非常に不満を持っていますから、土地収用というものは必ずしも公共事業とい

う立場でありますけれども、そのときの体験として非常に

土地の貸し付けに對して反対している立場

から、これを強制収用していく、これは土地を貸

されたという点に非常に不満を持っていますから、土地収用というものは必ずしも公共事業とい

</

は、あらかじめ公聴会等を開いて十分住民の意向を反映させた上で議会の議決を経て定めることになつております。さらに、これは市町村によって温度差はございますけれども、アンケート調査をしたりあるいは地区懇談会によつて意見を聴取したり、いろんな形の参加を進めていると存じます。

都道府県の場合には、市町村長の意見をしつかり聴取しますとともに、やっぱり直接県民としての住民の意見を聞くという意味でいろんな意見聴取の機会を設けていると思います。

全国計画の場合は、主として都道府県の意見を聞き、あるいは政令指定市の意見を聞く、あるいは一般的の市町村の意向を代表する市長会や町村会の意見を聞きながら策定するという努力が行われているところでございます。

一方、全国総合開発計画につきましては、これは昭和三十年代の法律でございまして、住民参加の規定はございません。しかし、累次の総合計画の策定過程でいろいろな形で国民の意向を吸い上げる努力は行われていると存じます。特に、今回の現在つくられました二十一世紀の国土のグランドデザインを形成する際には、国土審議会での審議等はもちろんですが、都道府県、政令市、の意見を聞き、かつアクセスあるいはインターネット等を活用しますとともに、全国十二カ所で一日国土審議会を開催いたしまして国民各層の意見を聞きながら作成をしてきた、こういう経過がござります。

現在、国土審議会におきまして国土計画体系の見直しの審議を行うておりますので、この審議の中で、国民挙げての参加の制度の充実あるいは計画の評価の方法の整備、さらには情報公開的具体的なあり方についても検討を行つてしまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 もう時間がないですから、あと一点。都市計画によつて指定される場所、そこは今その地域住民に公聴会を開いておりま意見を聞いたりとかというものはなされているん

ですか。それは法律的にはどうなつてますか。  
○大臣政務官(木村仁君) 都市計画決定におきましては、住民に対して公告・縦覧を行う、あるいは公聴会等を行う、説明会を開催するという手続はござります。実際にそれが実効ある住民インボルブメントになるかどうかということはまた技術上の問題でございまして、なお非常に努力をしなきゃいけないことが多いと考えております。

○島袋宗康君 終わります。

○委員長(今泉昭君) 他に御発言もないようです。

から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、土地収用法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

憲法第二十九条は、財産権を侵してはならないとし、私有財産を取り上げるには「正当な補償の下」、「公共のため」と厳格な制限を設けておりましたが、今回の改定は、地権者の権利を制限し、そのままの手続きを簡略化させようというものであり、断固反対です。

第一に、本法案は、事業認定の手続で事前説明会や公聴会の開催、第三者機関による意見聴取、認定理由の公表を義務づけております。これらは現行法の運用実態を見れば当然のことです。しかし、事業認定は昨年度も全国で七百八十三件実施されましたが、事業者が地権者側に説明の限りを尽くしたケースは見られません。こうした住民への権利の尊重の姿勢を根本的に反省せず、事前説明会や公聴会を幾ら義務づけても、結局は形式的な措置、通過儀式で終わることは明らかです。

第三に、本法案は、手続の簡略化に加えて、土地収用の適格事業として地方自治体が設置するリサイクル施設や廃棄物処理センターが建設する廃棄物処理施設を追加するとしています。しかし、第三セクターは情報公開法や関連する条例の適用外であり、住民が用地選定の適否を判断するための権利が保障されておりません。これでは廃棄物処理施設用地の選定への住民参加や環境影響評価が万全でないまま用地不足の解消だけを優先

土交通大臣が任命いたします。第三者機関による意見の聴取といいながら、その聴取機関が事業を進める国土交通大臣の任命というのでは、中立性を担保することには到底なり得ません。

認定手続における重大な問題は、事業認定庁が同一だということです。事業者が国土交通大臣の場合など、同大臣みずからが申請も認定も行う仕組みになっています。これでは事業認定の公正性改めず、本来分離すべき事業者と事業認定庁とがなど確保できないのは明白です。事業官庁の長が事業認定を行うといったお手盛り的なやり方を見直し、事業認定は事業官庁から独立させ、住民も参加した第三者機関で行う制度こそ検討すべきであります。

第二に、本法案は、事業認定段階の見直しとともに、収用委員会の審理で事業認定が違法だと主張することを禁止し、地権者が多数の場合も審理で発言者を制限する、収用手続の土地・物件調書への署名押印を廃止し、補償金も郵送で送りつけることを可能とする措置を盛り込んでおります。その理由について、政府の説明資料は、収用手続にかかる膨大な労力とコストが事業計画をおくらせていているからだとしております。しかし、事業者内部の事務処理負担にすぎない問題を権利者の財産権収用の簡便な手続によって解決しようとするのは本末転倒であります。すべては早期収用を最優先させ、そのためにはトラスト運動を始めとする反対運動対策を意図したものではあります。

第三に、本法案は、手続の簡略化に加えて、土地収用の適格事業として地方自治体が設置するリサイクル施設や廃棄物処理センターが建設する廃棄物処理施設を追加するとしています。しかし、第三セクターは情報公開法や関連する条例の適用外であり、住民が用地選定の適否を判断するための権利が保障されておりません。これでは廃棄物処理施設用地の選定への住民参加や環境影響評価が万全でないまま用地不足の解消だけを優先

することになり、地権者のみならず、周辺住民の不安と不信を今以上に大きくするだけです。

現在の公共事業は、計画段階において関係住民にすら情報が十分に開示されず、公益性や公正性、住民参加が保障されていないもどで土地収用手続を簡略化することは、最終段階での意思決定への住民参加の場をこれまで以上に狭め、むだな公共事業の推進を一層容易にするだけであることを強調して、反対討論といたします。

○委員長(今泉昭君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(今泉昭君) 他に御意見もないと認めます。

○委員長(今泉昭君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺崎君から発言を求められておりますので、これを許します。寺崎昭久君。

○寺崎昭久君 私は、ただいま可決されました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、無所属の会及び自由党の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、事業の施行について利害関係者等の理解を得るため、事業計画の策定段階における住民参加、情報公開等に関するガイドラインの早期作成をはじめ、対話型行政を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めること。

二、事業認定の中立性、公正性等の確保を図る

ため、社会資本整備審議会で事業認定に関する審議に關する委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスのとれた人選を行うとともに、事業推進の立場にある中央省庁の〇Bの任命は原則として行わないこと。

三、同審議会における事業認定に関する審議には当該事業に利害関係を有する委員は加わらないようとするなど、運用の中立性、公正性等を確保するとともに、議事要旨の公開に努めること。

四、公聴会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、議事録を公開するなど情報を公開の徹底に努めること。

五、公聴会で述べられた住民等の意見は第三者機関に的確に伝えるとともに、公述人相互の間で質疑が行えるようにするなど、住民意見の吸収の場という公聴会の本来の役割が果たせるよう、規則改正を含め必要な措置を講ずること。

六、事前説明会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、起業者と利害関係人との間の質疑応答を実施するなど、実効性のあるものとするよう努めること。

七、改正法の公布後に事業認定の申請がなされた事業については、事業認定の透明性等の向上を図るという改正の趣旨を踏まえ、公聴会の義務的開催など改正の内容に即した運用を図ること。

八、今回の法改正の趣旨にかんがみ、政府は各都道府県と協議して、収用委員会の役割が的確に果たされるよう努めること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(今泉昭君) ただいま寺崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

#### 〔賛成者挙手〕

○委員長(今泉昭君) 多数と認めます。よって、寺崎君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、扇国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。扇国土交通大臣。

○國務大臣(扇千景君) 土地収用法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議を賜りまして、ただいま可決されましたことを深く感謝、御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、この審議中にいただきました多くの委員の皆さんの御高見、また、だいまの附帯決議において提起されました社会資本整備審議会においてます事業認定に関する審議の中立性、公正性、そしてその確保に、課題につきましては、我々も今後その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じております。

また、ここに委員長初め各委員の先生方の御熱心な御論議に対しまして心から御礼を申し上げて、ごあいさつにさせていただきたいと存じます。

どうもありがとうございました。

また、ここに委員長初め各委員の先生方の御熱心な御論議に対しまして心から御礼を申し上げて、ごあいさつにさせていただきたいと存じます。

○委員長(今泉昭君) なお、審査報告書の作成について、ございましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

どうもありがとうございました。

また、ここに委員長初め各委員の先生方の御熱心な御論議に対しまして心から御礼を申し上げて、ごあいさつにさせていただきたいと存じます。

○委員長(今泉昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昭君) この際、一言ございさつを申し上げます。

本年一月の就任以来、委員長の職責を全うすることができましたのは、ひとえに皆様方の御協力のたまものだと感謝を申し上げます。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

ました。  
以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昭君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昭君) この際、一言ございさつを申し上げます。

本年一月の就任以来、委員長の職責を全うすることができましたのは、ひとえに皆様方の御協力のたまものだと感謝を申し上げます。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

七四五号)(第二七四五六号)(第二七四五七号)(第二七四五八号)(第二七四五九号)(第二七五〇号)

(第二七五一号)(第二七四五二号)(第二七五三号)(第二七五四号)(第二七五五号)(第二七五六号)(第二七五七号)(第二七五八号)(第二七五九号)(第二七六〇号)(第二七六一号)(第二

一、建設労働者のための公共事業制度の改善等に関する請願(第二七六二号)

一、国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第二七八四六号)

一、公営住宅の供給拡大等に関する請願(第二八四四号)

一、国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第二七八五号)

一、国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第二七八四五号)

一、国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第二七八四六号)

一、国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第二七八四七号)

一、川辺川ダム建設事業に対する環境アセスメントの実施に関する請願(第二七八七〇号)

一、国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に関する請願(第二七八五号)

## 関する請願

請願者 東京都八王子市久保山町二ノ四六  
ノ二 新里元外二百四十九名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七四一号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 宮城県宮城郡利府町青葉台二ノ一  
ノ八〇 長沼好彦外二百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七四二号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 埼玉県岩槻市德力一一八〇一一八  
紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七四三号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 東京都墨田区向島四ノ一三三〇三  
永井英士外二千四百十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七四四号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 新潟県上越市春日山町二ノ三〇五  
斎藤利美子外二千四百十三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七四五号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 小池 晃君

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

## 関する請願

請願者 岡山市小山四七五ノ一五 内田修  
外二千四百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五〇号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 富山市針原中五七〇ノ一 金山嘉  
宏外二千四百十三名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五一号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 新潟県下新町七九八 古川  
則子外二千四百十三名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五二号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 爱媛県松山市南江戸四ノ三〇八  
玉井理史外二千四百十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五三号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市鴻巣一、二二二二ノ一  
○ 岡田修一外二千四百十三名

紹介議員 富権 練三君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五四号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 茨城県つくば市並木二ノ一九ノ  
二〇五 中田功一外二千四百十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五五号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 山口県下関市長府才川二ノ二八ノ  
Rノ二ノ二二四 山口英幸外二千

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

## 紹介議員 四百十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五六号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島爪崎四二四ノ一  
大沢英夫外二千四百十三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五七号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 山田勝弘外二千四百十三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五八号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 広島県福山市新涯町四ノ二ノ二二  
藤原義信外二千四百十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第二七五九号 平成十三年六月二十一日受理  
國民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に  
関する請願

請願者 広島県福山市新涯町四ノ二ノ二二  
藤原義信外二千四百十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 関する請願                  |  |
| 請願者                    | 鳥取市丸山町一四九ノ二 尾添保                            |
| 紹介議員                   | 雄外二千四百十三名<br>宮本 岳志君                        |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 第一七六〇号 平成十三年六月二十一日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 愛媛県喜多郡肱川町予子林九二二<br>三好幸子外二千四百十八名            |
| 紹介議員                   | 山下 芳生君                                     |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |
| 第二七六一号 平成十三年六月二十一日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 島根県能義郡伯太町安田関四〇〇<br>遠藤孝志外二千四百十三名            |
| 紹介議員                   | 吉岡 吉典君                                     |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。                     |
| 第二七六二号 平成十三年六月二十一日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 茨城県那珂郡瓜連町中里一、五六<br>六ノ二 井坂淳外二千四百十三名         |
| 紹介議員                   | 吉川 春子君                                     |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |
| 第一七八三号 平成十三年六月二十一日受理   | 国民本位の公共事業制度の改善等に関する請願                      |
| 請願者                    | 埼玉県大里郡江南町千代一三六ノ<br>二八 田中康友外六百四十九名          |
| 紹介議員                   | 富樫 練三君                                     |
| この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。                      |
| 第一七九六号 平成十三年六月二十一日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 埼玉県和光市新倉一ノ二三三ノ三〇<br>西本久美子外二千七百七十一名         |
| 紹介議員                   | 戸田 邦司君                                     |
| この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。  | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |
| 第一八四四号 平成十三年六月二十二日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 名古屋市緑区森の里一ノ九四ノ一<br>ノ一、一一〇 間瀬雅弘外千二百<br>六十九名 |
| 紹介議員                   | 戸田 邦司君                                     |
| この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。                     |
| 第一八四五号 平成十三年六月二十二日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 名古屋市守山区森孝一ノ一二ノ一<br>二 酒井俊雄外二百四十九名           |
| 紹介議員                   | 山本 保君                                      |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |
| 第一八八五号 平成十三年六月二十二日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 藤広行外千九百九十九名                                |
| 紹介議員                   | 福山 哲郎君                                     |
| この請願の趣旨は、第一一八九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一一八九号と同じである。                     |
| 第一八八五号 平成十三年六月二十二日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 鹿児島市吉野町六、二五七ノ二<br>田上貴士外九十九名                |
| 紹介議員                   | 久保 亘君                                      |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |
| 第一八四七号 平成十三年六月二十二日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 東京都足立区東和一ノ二五ノ一<br>ノ一〇一 泉宏明外五万二千九百<br>三十六名  |
| 紹介議員                   | 緒方 靖夫君                                     |
| この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |
| 第一八四八号 平成十三年六月二十二日受理   | 国民本位の公共事業、建設産業の民主的転換等に<br>関する請願            |
| 請願者                    | 西本久美子外二千七百七十一名                             |
| 紹介議員                   | 戸田 邦司君                                     |
| この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。  | この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。                     |

平成十三年七月六日印刷

平成十三年七月九日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F